

議 案 等 の 部

議 案 等 の 部 目 次

1 議 案

(1) 知事提出議案

(令和 6 年11月28日上程・令和 6 年12月13日可決)

第 1 号	令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案	1
第 2 号	令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正 予算（第 1 号）案	9
第 3 号	知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一 部を改正する条例案	10
第 4 号	長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案	11
第 5 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正す る条例案	13
第 6 号	長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する 条例案	16
第 7 号	長野県消費生活条例の一部を改正する条例案	29
第 8 号	保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改 正する条例案	30
第 9 号	長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等 の特例に関する条例の一部を改正する条例案	31
第 10 号	病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関す る条例の一部を改正する条例案	32
第 11 号	当せん金付証票の発売額について	33
第 12 号	指定管理者の指定について	34
第 13 号	公立大学法人長野県立大学定款の変更について	35
第 14 号	地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標の制 定について	36
第 15 号	指定管理者の指定について	49
第 16 号	指定管理者の指定について	50
第 17 号	指定管理者の指定について	51
第 18 号	指定管理者の指定について	52
第 19 号	指定管理者の指定について	53

第 20 号	県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について……………	54
第 21 号	道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について……………	55
第 22 号	一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について……………	57
第 23 号	主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について……………	58
第 24 号	一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について……………	59
第 25 号	一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について……………	60
第 26 号	一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について……………	61
第 27 号	県営住宅常盤上一団地 3 号棟建築工事変更請負契約の締結について……………	62
第 28 号	小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について……………	63
第 29 号	小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について……………	64

（令和 6 年11月28日上程）

報第 1 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	65
報第 2 号	証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	67
報第 3 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	69
報第 4 号	道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	71
報第 5 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	80
報第 6 号	交通事故に係る損害賠償の専決処分報告……………	82

（2）議員提出議案

（令和 6 年12月 6 日上程・同日可決）

議第 1 号	安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を求め
--------	---------------------------

る意見書（案）	84
議第2号 転作した畑作農業者が意欲を持って営農を継続するため の支援を求める意見書（案）	85
議第3号 年収の壁に関する十分な議論と地方財政への配慮を求め る意見書（案）	86
議第4号 闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化を求める意 見書（案）	87
議第5号 投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を求める意 見書（案）	88
議第6号 緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長を求める意見書 （案）	89
議第8号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）	91

（令和6年12月6日上程・同日否決）

議第7号 選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称 使用の法制化を求める意見書（案）	90
議第9号 企業・団体献金の全面的な禁止を求める意見書（案）	92

(3) 委員会提出議案

（令和6年12月6日上程・同日可決）

委第1号 少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議（案）	93
--------------------------------	----

2 諸般の報告

（令和6年11月28日報告）

説明のため議会へ出席を要求した者の氏名	94
現金出納検査結果	95
職員の給与等に関する報告及び勧告について	97

（令和6年12月3日報告）

令和5年度長野県内部統制評価報告書について	127
令和6年度定期監査の結果に関する報告について	128
人事委員会意見回答	129

3	発言通告者一覧表	130
4	陳情文書表	131
5	陳情取下願	144
6	委員会審査報告書	
	決算特別委員会	150
	県民文化健康福祉委員会	151
	産業観光企業委員会	157
	環境文教委員会	161
	危機管理建設委員会	167
	農政林務委員会	174
	総務企画警察委員会	178

第 1 号

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案

令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,805万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1兆149億3,776万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		歳出		歳入歳出予算補正	
款	項	款	項	補正額	計
				千円	千円
9	国庫支出金			121,128,842	121,173,092
		2	国庫補助金	44,250	
13	繰越金			44,250	57,037,307
				102,809	2,074,464
15	繰越金	1	繰越金	102,809	2,074,464
				21,000	76,073,000
		1	繰越金	21,000	76,073,000
歳入合計				168,059	1,014,937,768

歳 出		歳 項 補 正 額 計		
款		補正前の額	千円	千円
2	総 務 費	43,982,875	28,997	44,011,872
	2 企 画 費	6,879,304	15,244	6,894,548
	9 生 活 文 化 費	3,828,639	13,753	3,842,392
5	労 働 費	2,928,266	98,725	3,026,991
	3 雇 用 対 策 費	664,982	98,725	763,707
11	教 育 費	200,041,987	40,337	200,082,324
	5 高 等 学 校 費	44,470,644	40,337	44,510,981
	歳 出 合 計	1,014,769,709	168,059	1,014,937,768

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 総務	1 総務管理費	中長期修繕・改修事業費	-	149,400	149,400
2 総務	4 市町村振興費	市町村連絡調整費	-	2,024	2,024
6 環境	1 環境管理費	再生可能エネルギー普及推進事業費	-	11,176	11,176
7 農林水産業	3 農地費	県営かんがい排水事業費	-	70,870	70,870
7 農林水産業	3 農地費	県営畑地帯総合土地改良事業費	-	126,550	126,550
7 農林水産業	3 農地費	経営体育成基盤整備事業費	-	228,710	228,710
7 農林水産業	3 農地費	県営中山間総合整備事業費	-	81,000	81,000
7 農林水産業	3 農地費	団体営土地改良事業費	-	53,166	53,166
7 農林水産業	3 農地費	地すべり対策事業費	-	52,640	52,640
7 農林水産業	3 農地費	県営農村地域防災減災事業費	-	249,060	249,060
7 農林水産業	3 農地費	団体営農村地域防災減災事業費	-	95,377	95,377
7 農林水産業	4 林業費	公共治山事業費	-	94,283	94,283
9 土木	2 道路橋梁費	舗装補修費	-	381,819	381,819
9 土木	2 道路橋梁費	橋梁補修費	4,772,912	401,000	5,173,912

9	土	木	費	2	道路橋梁費	災害防除道路費	1,955,000	1,230,947	3,185,947
9	土	木	費	2	道路橋梁費	雪寒対策道路費	-	495,756	495,756
9	土	木	費	2	道路橋梁費	交通安全施設費	1,966,692	442,178	2,408,870
9	土	木	費	2	道路橋梁費	市町村基幹道路整備費	459,052	455,708	914,760
9	土	木	費	2	道路橋梁費	雪寒地域建設機械整備費	-	350,000	350,000
9	土	木	費	2	道路橋梁費	道路改築費	4,779,000	20,580,547	25,359,547
9	土	木	費	4	砂防費	通常砂防費	1,964,842	3,248,344	5,213,186
9	土	木	費	4	砂防費	火山砂防費	608,000	282,000	890,000
9	土	木	費	4	砂防費	火山噴火緊急減災対策費	10,000	17,990	27,990
9	土	木	費	4	砂防費	特定緊急砂防費	40,000	139,945	179,945
9	土	木	費	4	砂防費	地すべり対策費	798,000	522,000	1,320,000
9	土	木	費	4	砂防費	急傾斜地崩壊対策費	855,350	1,259,000	2,114,350
9	土	木	費	5	都市計画費	街路費	-	4,300,174	4,300,174
9	土	木	費	5	都市計画費	都市公園事業費	3,660,000	593,600	4,253,600
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅居住環境改善事業費	-	179,955	179,955
9	土	木	費	6	住宅費	県営住宅建替事業費	-	78,797	78,797
11	教	育	費	5	高等学校費	高等学校再編施設整備事業費	-	225,288	225,288

繰越明許費合計	24, 865, 382	36, 399, 304	61, 264, 686
---------	--------------	--------------	--------------

第3表 債務負担行為補正

追 加 事 項	期 間	限 度 額 千円
文化施設管理運営事業	令和7年度～令和9年度	93,600
飯田創造館除却事業	令和6年度～令和7年度	11,048
山岳総合センター事業	令和7年度～令和11年度	131,122
白馬ジャンプ競技場運営事業	令和7年度～令和11年度	205,000
県立武道館運営事業	令和7年度～令和11年度	472,500
舗装補修事業	令和6年度～令和7年度	200,000
道路橋梁維持修繕事業	令和6年度～令和7年度	1,200,000
令和3年公共土木施設災害復旧事業	令和6年度～令和7年度	200,000
火山砂防事業	令和7年度～令和8年度	800,000
特定緊急砂防事業	令和7年度	800,000
交通安全施設整備事業	令和6年度～令和7年度	150,000

第4表 地方債補正

起債の目的	補正年度の額	補正額	補正年度の額	起債の方法	利率	償還の方法
高等学校整備事業費	千円	千円	千円	1 資金 政府資金、銀行その他 2 方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。) 3 その他 発行価格が額面金額を 下回るときは、それぞれ の発行価格差減額を埋め るために必要な金額をそ れぞれの限度額に加算し た金額を限度額とする。	5.0% 以内	1 政府資金については、 その融通条件による。 2 銀行その他の資金につ いては、その債権者との 協定による。
	2,614,000	21,000	2,635,000			
合 計	76,052,000	21,000	76,073,000			

第 2 号

令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第1号）案

（総 則）

第1条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和6年度長野県総合リハビリテーション事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	20,296 千円	2,953 千円	23,249 千円
第2項 補助金	-	2,953	2,953
支 出			
科 目	既決予定額		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的支出	20,296 千円	2,953 千円	23,249 千円
第2項 固定資産購入費	18,052	2,953	21,005

第 3 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の 3 の項中「住所」の次に「又は通勤若しくは通学のために居所」を加え、同表の 22 の項中「第 21 条第 1 項」を「第 22 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。ただし、別表の 22 の項の改正規定は、同月 1 日から施行する。

第 4 号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中	「 <table> <tr> <td data-bbox="518 224 566 1966">(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付</td><td data-bbox="566 224 785 1966"> 1 件 2,000円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,000円とする。 </td></tr> </table> 」	(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	1 件 2,000円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,000円とする。
(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	1 件 2,000円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,000円とする。		

(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	<table> <tr> <td data-bbox="842 224 1088 1984"> ア イ以外のもの イ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をしたもの </td><td data-bbox="1088 224 1410 1984"> 1 件 2,300円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,300円とする。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="842 224 1088 1984"></td><td data-bbox="1088 224 1410 1984"> 〃 1,900円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 3,900円とする。 </td></tr> </table>	ア イ以外のもの イ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をしたもの	1 件 2,300円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,300円とする。		〃 1,900円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 3,900円とする。
ア イ以外のもの イ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をしたもの	1 件 2,300円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 4,300円とする。				
	〃 1,900円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受け、 る場合にあっては、 3,900円とする。				

に改め、同表の28の項中

「6,900円」を「22,000円」に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同表の39の

項中「（平成14年法律第151号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、別表第1の28の項の改正規定及び附則第3項の規定は同月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をした者が納付すべき同法第8条第1項の規定による一般旅券の交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定による免許証の再交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の28の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（令和7年3月1日前に受けようとする免許の審査に係る手数料）

- 4 令和7年3月1日前に改正法附則第7条の規定により改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定による免許を受けようとする者は、当該免許に係る申請1件につき、手数料2万2,000円を納めなければならない。

第 5 号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という）を「週休日（勤務時間を割り振らない日（第9項及び第11項において読み替えて準用する第10項の規定によるものを除く。）をいう。以下同じ）」に改め、同条第9項中「前項」を「第8項」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 任命権者は、職員（人事委員会が定める職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第6項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会が定める期間（以下この項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第1項から第5項までに規定する勤務時間となるように、第6項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができ。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第2条に次の1項を加える。

11 前項の規定は、職員に第9項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に変更して」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に変更して」と読み替えるものとする。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、人事委員会が定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の性質により必要があるとき。
 - (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
 - (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。
- 第5条の3第1項中「まで」を「まで若しくは第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「第6条第1項」を「次条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - （一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
 - 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。
- 第11条第4項中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。
- 第28条第3項中「第2条第9項」を「第2条第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「若しくは第8項」を「から第9項まで」に改め、同条第4項中「及び第9項」を「及び第10項」に、「週休日」を「週休日又は勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日」に、「勤務時間条例第2条第9項又は」を「同項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）又は勤務時間条例」に改める。
- 第29条第2項中「第9項」を「第10項」に改める。
- 第31条の2第1項第1号中「第9項」を「第10項」に、「又は祝日法」を「若しくは勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項

において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日又は祝日法」に改める。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第9項」を「第10項」に、「（以下「週休日」という。）の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日（第24条の3第1項第3号及び第4号において「週休日等」という。）の日数の合計日数」に改める。

第24条の3第1項第3号中「週休日」を「週休日等」に改め、同項第4号中「週休日」を「週休日等」に、「まで」を「まで又は第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 5 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「週休日（」を「勤務時間条例第2条第6項、第8項及び第10項並びに第15条の規定による週休日若しくは勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による」に改め、「をいう。）」を削る。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 6 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「まで」を「まで及び第10項（同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「及び」を「並びに」に改める。

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第14号中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項第15号中「の規定」を「又は第95条の2第11項の規定」に改め、同項第32号中「別表第4の10」を「別表第4の12」に、「同10」を「同12」に改め、同号を同項第34号とし、同項第31号中「900円」を「1,000円」に改め、同号を同項第33号とし、同項第30号中「別表第4の9」を「別表第4の11」に、「同9」を「同11」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号中「2,350円」を「2,250円」に改め、同号を同項第31号とし、同号の前に次の1号を加える。

(30) 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料 900円（法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は同項及び同条第5項の規定による再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）

第9条第1項第28号中「第104条の4第6項及び第7項（これらの規定を法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項及び第5項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号中「第104条の4第6項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「550円」を「別表第4の10の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同10の右欄に定める額」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に、「別表第4の8」を「別表第4の9」に、「同8」を「同9」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号中「別表第4の7」を「別表第4の8」に、「同7」を「同8」に改め、同号を同項第25号とし、同項第23号中「別

表第4の6」を「別表第4の7」に、「同6」を「同7」に改め、同号を同項第24号とし、同項第22号を同項第23号とし、同項第21号中「別表第4の5」を「別表第4の6」に、「同5」を「同6」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号中「3,550円」を「3,650円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この号及び別表第4において「政令」という。）第43条第4項第1号に掲げる者が受けようとするものを除く。）又は法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定若しくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録（法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。別表第4において同じ。）の書換え（政令第43条第4項第2号に掲げる者が受けようとするものを除く。）

特定免許情報記録手数料 別表第4の5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同5の右欄に定める額

別表第4の1中「

」を「

」に、「1,900円」を

「1,950円」に、「道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証」を「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は免許情報記録

（以下「免許証等」という。）」に、「800円」を「750円」に、

4,100円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円）
1,750円

3,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,900円）
1,900円

に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証」を「政

2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円）
1,750円

令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等」に、

2,500円（技能試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,300円）
1,850円

に、「2,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「2,800円

（技能試験」に、「4,050円」を「4,550円」に、

1,500円

を

「

1,600円

に、

1,700円

を

「1,800円」に、「4,800円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）を「4,500円（技能試験）」に、「7,650円」を「7,450円」に、「2,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）を「2,950円（技能試験）」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表の2中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の3を次のように改める。

3 免許証交付手数料

区 分		金 額
(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	ア 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合	2,350円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下「特定試験免除者」という。）に対する交付にあつては、2,100円（日と同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の運転免許を受ける者（以下「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2,150円（特定試験免除者に対する交付にあつては、1,900円）に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）

	イ 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円
(2) 仮運転免許に係る運転免許証		1,100円

別表第4の4中
「

2,250円
1,150円

を
「

2,600円
1,050円

に改め、同表の10中

「

6,450円
2,900円
1,500円

を
「

6,600円
2,950円
1,400円

に改め、同10を同表の12とし、同表の

9中
「

講習1時間について750円
講習1時間について2,350円

を
「

講習1時間について850円
講習1時間について2,400円

に、「4,450円」を「4,650円」に、

「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、
「

講習1時間について1,400円
講習1時間について750円

を

「

講習1時間について1,850円
講習1時間について900円

に、「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、

円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、

(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第92条の2第1項の表の備考の1の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
	イ 法第92条の2第1項の表の備考の1の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
	ウ 法第92条の2第1項の表の備考の1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）

を

(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第95条の6第1項の表の備考の1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円（長野県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、200円）
	イ 法第95条の6第1項の表の備考の1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあつては、200円）

	ウ 法第95条の6第1項の表の備考の1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国 家公安委員会規則第4号）で定める 政令第33条の7第2項の基準に該当 しない者をいう。以下同じ。）でな いものに対する講習	1,400円
	エ 法第95条の6第1項の表の備考の1の二に規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円（オンライン講習にあつては、 200円）

「	6,450円	を	「	6,600円	に、
	2,900円			2,950円	

(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係るものである場合に於ては、9,050円）
----------------------------	---

(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	ア 自動車又は一般原動機付自転車（これらに準ずるものとして政令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円
	イ 実車等指導を含まない講習	9,350円

に、

「2,250円」を「2,600円」に、	「講習1時間について2,000円 講習1時間について2,000円」を	「講習1時間について2,100円 講習1時間について2,050円」

に改め、

同9を同表の11とし、同11の前に次のように加える。

9 免許証等更新手数料

区 分		金 額
(1) 運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。）	ア 法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下「經由申請」という。）をする場合	2,750円
	イ 更新時不交付申出をする場合（經由申請をする場合を除く。）	1,300円

	ウ 經由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850円
(2) 免許情報記録の有効期間の更新 (同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	ア 經由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下「經由地書換申出」という。）をするとき。	1,000円
	イ 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき。	1,950円
	ウ 經由申請をしない場合	2,100円
(3) 運転免許証の有効期間の更新及び 免許情報記録の有効期間の更新	ア 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をするとき。	2,500円
	イ 經由申請をする場合であつて、經由地書換申出をしないとき。	2,850円
	ウ 經由申請をしない場合	2,950円

10 經由手数料

区 分	金 額
(1) 經由地書換申出をする場合	1,700円
(2) 經由地書換申出をしない場合	750円

別表第4の8を削り、同表の7中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、

「

1,000円

」を「

1,100円

」に改め、同7を同表の8とし、同表の

6中「14,550円」を「15,100円」に、「それぞれ1万4,550円」を「それぞれ1万5,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「それぞれ1万1,850円」を「それぞれ1万2,000円」に、「9,650円（）」を「9,950円（）」に、「それぞれ9,650円」を「それぞれ9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に、「それぞれ1万2,450円」を「それぞれ1万2,850円」に改め、同6の備考の1中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「900円」を「950円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「1万2,450円」を「1万2,850円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同備考の2中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改め、同6の付表中

「

4,000円	3,550円	1,250円	4,250円
--------	--------	--------	--------

を「

3,800円	3,650円	1,200円	4,450円
--------	--------	--------	--------

」に、

「

2,050円

」を「

2,100円

」に、「

1,300円
1,300円

を「

1,350円
1,350円

」に、「

1,500円

」を「

1,550円

」に、

「

2,550円

」を「

2,600円

」に改め、同6を同表の7とし、同表の5中「23,400円」を「23,750円」に、「それぞれ2万

3,400円」を「それぞれ2万3,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「それぞれ1万9,500円」を「それぞれ1万9,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「それぞれ1万4,700円」を「それぞれ1万4,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に、「それぞれ2万1,500円」を「それぞれ2万2,200円」に改め、同5の備考の1中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「2,350円」を

「2,950円」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2万1,500円」を「2万2,200円」に改め、同備考の2中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「500円を」を「550円を」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「300円」を「350円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に改め、同5の付表中

「		を		「		に、	
4,000円	3,550円	1,250円	4,250円	3,800円	3,650円	1,200円	4,450円
6,700円	6,100円	2,100円	7,400円	6,350円	6,250円	1,900円	7,750円
」		」		」		」	

「		を		「		に、	
2,350円	1,900円	2,650円	2,600円	1,850円	2,550円	」	

「		を		「		に、	
2,050円	2,550円	2,000円	2,400円	3,700円	3,750円	に改め、同5を同表	
」		」		」		」	

の6とし、同表の4の次に次のように加える。

5 特定免許情報記録手数料

区 分		金 額
(1) 法第95条の2第3項の規定による 特定免許情報の記録	ア 法第95条の2第6項の規定による 申出をする場合	1,550円（特定試験免除者に係る記録にあつては、1,350円）（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円（特定試験免除者に係る記録にあつては、1,150円）に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）

イ 法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 ウ 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	イ 法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合 ウ 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合 (2) 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え	800円	1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第2項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円） 1,550円（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人情報番号カードを有する者に係る書換えにあつては、100円）（複数免許取得者（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人情報番号カードを有する者を除く。）に係る書換えにあつては、1,350円に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）
--	--	-------------	--

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

第 7 号

長野県消費生活条例の一部を改正する条例案

長野県消費生活条例（平成20年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「消費生活センター」を「長野県消費生活センター」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 長野県消費生活センター

第31条中「消費生活センターを」を「長野県消費生活センター（以下この章において「センター」という。）を松本市に」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第33条から第36条までの規定中「消費生活センター」を「センター」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 8 号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（自立支援等）」に改め、同条第1項中「状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て」を「自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成し」に改める。

第28条及び第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

第36条中「状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て」を「自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、利用者ごとに個別支援計画を作成し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第23条第1項の規定により立てられている支援計画は、この条例による改正後の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第23条第1項の規定により作成された個別支援計画とみなす。

第 9 号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を 改正する条例案

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,300」を「6,600」に、「550」を「560」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 10 号

病害虫防除所の設置及び病害虫防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例
案

病害虫防除所の設置及び病害虫防除員の設置区域に関する条例（昭和27年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（病害虫防除所の名称等）

第2条 病害虫防除所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域	
長野県農業試験場	須坂市	県の区域	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第40条の2第1項第1号中「病害虫防除所」を「農業試験場」に改める。

第 11 号

当せん金付証券の発売額について

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、令和7年度に発売する当せん金付証券の発売額は、170億円の範囲内とする。

第 12 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県佐久創造館の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	長野県佐久創造館
2	指定管理者	
	(1) 名称	株式会社フードサービスシワ
	(2) 代表者	代表取締役 有坂 康 躬
	(3) 主たる事務所の所在地	南佐久郡小海町大字千代里2392番地 1
3	指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

第 13 号

公立大学法人長野県立大学定款の変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、公立大学法人長野県立大学定款の一部を次のように変更する。

第18条、第21条及び第24条中「及び年度計画」を削る。

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定める。

地方独立行政法人長野県立病院機構第4期中期目標

前文

地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成22年4月の設立以来、面積が広く中山間地が多い長野県において地域住民の命と健康を守るべく、地域医療や高度・専門医療等の提供、医療人材の養成など本県の政策医療を担い、県内医療水準の維持・向上に大きく貢献している。

また、令和2年度から6年度までの第3期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症の流行で全県が未曾有の危機に直面する中、感染者受入れ、検査、ワクチン接種等に積極的に取り組むなど、その役割と使命を十分に果たした。

その一方で、近年、経常収支比率の低下や資金の流出など財務面での課題が顕在化し、病院経営は非常に厳しい状況にある。病院機構には、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた抜本的な経営改善に取り組むことで経営基盤を強化し、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供していく体制を早期に構築することが求められている。

病院機構が県立病院の役割に即した医療提供と自律的な経営により、引き続き、県民から求められる公的使命を果たすよう、県は、以下の第4期中期目標を病院機構に示すものである。

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。

また、地域の医療機関との機能分化・連携の推進及び病院機構各病院間の連携強化を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。

1 県立病院が担うべき医療等の提供

各病院は、今後の人口減少や地域の医療ニーズの変化等を見据えた効率的・効果的で質の高い医療の提供により持続可能な医療提供体制を確保するとともに、必要に応じて見直しを図ること。

また、災害対応や新興感染症対応においては、各病院の機能や役割に応じた必要な医療を提供できる体制を他の医療機関等と連携のうえ整えること。

(1) 信州医療センター

感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、今後増加が見込まれる高齢者疾患に適応した地域医療を提供するモデルとしての役割を果たすこと。

ア 第一種及び第二種感染症指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院並びに結核指定医療機関として、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。

- イ 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。
 - ウ 地域がん診療連携拠点病院等との連携を強化するなど、がん診療機能の向上を図ること。
 - エ 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。
- (2) こころの医療センター駒ヶ根
- 精神科医療における県の中核病院として、ニーズに即した質の高い専門医療を提供すること。
- ア 精神科救急・急性期医療の確実な受入体制を整備し、常時対応型施設としての役割を果たすこと。
 - イ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。
 - ウ 発達障害や摂食障害などの児童・思春期、青年期精神科医療の入院治療体制を強化すること。
 - エ 依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関として、アルコール、薬物、ギャンブル等に加え、ニーズの高まっているゲーム依存などの依存症専門治療を充実させること。
 - オ 災害派遣精神医療チームについて、先遣隊として中心的な役割を担うこと。また、災害拠点精神科病院としての位置づけを検討すること。

カ 認知症の専門医療の提供について、認知症患者医療センターとして地域の関係機関と連携し、専門医療の提供と相談体制を充実させること。

キ 信州大学医学部と連携した専門医の育成について取り組むこと。

(3) 阿南病院

下伊那南部地域の住民が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、外来・在宅を中心に地域に密着した医療を提供し、「人口減少社会における長野県医療の先駆的モデル」としての役割を果たすこと。

ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。

イ へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区等への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所への支援を行うこと。

ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたＩＣＴの活用に取り組むこと。

エ 病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、救急医療体制のあり方及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(4) 木曽病院

木曽地域唯一の入院機能を持つ医療機関として、へき地における急性期機能の維持と回復期・慢性期機能を充実させるとともに、地域の医療ニーズに適応した外来・在宅医療を提供すること。

- ア 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・訪問看護ステーション・リハビリ・薬剤指導など）の提供を充実させること。
- イ へき地における救急医療体制を維持するとともに、へき地医療拠点病院として住民の医療を確保するため、無医地区等への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所への支援を行うこと。
- ウ へき地における受診機会を確保するとともに、医療機関の抱える時間的・距離的制約に対応するため、オンライン診療をはじめとしたＩＣＴの活用に取り組むこと。
- エ 第二種感染症指定医療機関として、感染症に関する専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など、県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。
- オ 地域がん診療病院として、都道府県がん診療連携拠点病院等と連携を図るとともに、がん患者の診療及び相談支援体制を充実させること。
- カ 木曽地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに、災害派遣医療チームの派遣体制を確保すること。
- キ 認知症疾患医療センター（連携型）として、認知症に対する医療需要へ対応するため、地域の関係機関と連携するとともに、もの忘れ外来を含む診療及び患者や家族の相談・支援体制を充実させること。
- ク 代替・補完を含めた拠点機能のあり方、病床機能の再編、病床数の適正化、診療科の重点化、外来・在宅機能の強化、高齢者に係る救急医療体制の強化及び周辺医療機関との連携体制構築について、県と協働して検討を進め、必要なものについて見直しを図ること。

(5) こども病院

小児中核病院及び総合周産期母子医療センターとして、一般の医療機関では対応が困難な疾患の治療など、高度で専門的な小児・周産期医療を提供すること。

ア 高度小児医療及び救命救急医療を提供すること。

イ 信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながら、リスクの高い妊娠に対する高度医療や、高度の新生児医療を提供すること。

ウ 小児期から成人期への移行期にある慢性疾患の患者が、個々の病状や置かれた状況に応じて必要な医療が受けられる体制の整備に関係機関と連携して取り組むこと。

エ 医療的ケア児に対する診療・支援体制の整備と支援人材の育成・研修に、小児地域医療センター等の関係機関と連携して取り組むこと。

オ 小児がん連携病院として、小児がん拠点病院等と連携を図るとともに、信州大学医学部附属病院とも連携して小児がんの診療機能向上を図ること。

2 地域連携の推進

(1) 地域医療構想への対応

病院機構は、地域医療構想を踏まえ、今後の医療ニーズの変化を見据えた病床機能や病床数の検討を進めるとともに、他の医療機関との役割分担・連携体制を強化することで、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供

し、地域における医療提供体制の維持・向上を図ること。

(2) 地域包括ケアシステムの推進

信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、中山間地をはじめとする保健・医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、各地域の中核病院として地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

阿南病院は、介護老人保健施設を運営することで、また、木曽病院は、介護老人保健施設の運営を行うとともに、介護医療院を運営することにより介護サービスの充実に努めること。

こころの医療センター駒ヶ根は、デイケア・訪問看護を充実させることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。

こども病院は、県内各地域の参考となる小児在宅医療の仕組みづくりと人材育成について、関係機関と連携して取り組むこと。

(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進

病院機構は、市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、被虐待児への医療対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、検診啓発、一次救命処置、退院後の支援、認知症対策、自殺対策、健康寿命の延伸に資する活動等に取り組むこと。

3 医療従事者の確保・養成と専門性の向上

(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成

病院機構は、初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成に積極的に取り組むとともに、初期臨床研修医及び専攻医によってより魅力ある研修プログラムを作成すること。今後医療需要が見込まれる総合診療医等の養成については、研修医の確保に努めること。また、信州医師確保総合支援センターの分室としての役割を最大限発揮するための今後のあり方について、県と協働して検討を進めること。

信州医療センターは、基幹型臨床研修病院として、医師の育成拠点の機能を発揮すること。

(2) 機構職員の確保・養成

病院機構は、各病院の地域における医療需要を踏まえ、業務量の変化に対応できるよう医療人材を確保すること。

病院機構の特長を活かした研修・教育体制により、全職員の知識・技術の向上を図るとともに、認定資格の取得を促すなど、医療技術職員の技術の向上を図ること。

また、特定行為に係る看護師の養成を計画的に進めること。

(3) 県内医療技術者の技術水準向上への貢献

病院機構は、シミュレーション教育を活用した研修の実施、医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣することや実習生の受入れなどにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。

(4) 信州木曽看護専門学校の運営

専任教員の確保に努め、地域医療を担う看護師を養成すること。また、学校の特色や魅力の積極的な広報により、学生

の確保に努めること。

4 医療の質の向上に関すること

(1) より安全で信頼できる医療の提供

病院機構は、安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。また、院内感染防止対策を確実に実施すること。

(2) 医療等サービスの一層の向上

病院機構は、患者満足度調査などによる患者・家族のニーズの把握や、臨床評価指標（クリニカルインディケーター）の提供により、病棟・病室の環境整備を含めた患者サービスの向上を図ること。

第4期最終年度における患者満足度及びクリニカルパス適用率について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。

(3) 医療DX

各病院は、国が進める医療DXへ対応し、医療分野におけるデジタル技術を活用することで、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減及び業務の効率化を推進するとともに、地域の診療機能を充実させること。

(4) 信州大学等との連携

病院機構は、信州大学医学部附属病院における協力型臨床研修病院として、初期臨床研修医の受入れを行うとともに、専攻医の受入れを積極的に行い、医師を養成すること。

また、連携大学院教育等により、専門性の高い医師及び医療従事者の養成を行うこと。

(5) 医療に関する研究及び調査の推進

病院機構は、医療に関する研究・調査などに取り組み、新たな医療技術と医療水準の向上に貢献するとともに、病院機構で行っている取組、研究・調査の成果などを県民に分かりやすく広報すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、デジタル技術も活用した業務運営の改善・効率化に努めること。

1 業務運営体制の強化

目標の達成に向け、業務を健全かつ効率的に運営するための内部統制システムの構築と本部機能の強化に取り組むこと。

また、医療機能や病院規模に応じた適正な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行うこと。

2 経営人材の育成・確保

病院経営能力を備えた人材の育成・確保に努めること。

また、診療報酬加算等収益向上につなげるため、医療事務に係るスペシャリストの育成体制構築や、確保に努めること。

3 業務改善に継続して取り組むための仕組みづくり

DPCデータや経営状況を共有するシステム等により、本部と各病院の連携、経営管理を強化・促進すること。

また、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図ること。

4 働き方改革への対応

持続可能な医療を提供するため、オンライン診療、タスク・シフト／シェア、産休・育休・育児等に係る柔軟な働き方支援等、職員の働き方を工夫すること。

5 職員の勤務環境の向上

ハラスメントの防止に取り組むとともに、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進すること。

また、第4期最終年度における職場環境満足度について、第3期最終年度を上回るよう取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

病院機構は、経営基盤の強化及び継続的な経営改善と定期的な進捗管理・見直しに取り組むことにより、資金収支の均

衡を考慮して経常黒字を確保し、持続的かつ安定的な経営を行うこと。

なお、県は、病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。

1 経常黒字の確保

毎年度経常収支を改善し、中期目標期間中の早期に単年度で経常黒字を達成すること。

部門や診療科ごとの原価計算等に基づく経営改善方策を立て、実行すること。

(1) 収益の確保

診療報酬制度に適切に対応すること等による収益確保を図るとともに、未収金の発生防止及び早期回収に努めること。

(2) 費用の抑制

診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析による費用対効果の改善に向けて取り組むこと。

また、今後の人口減少や医療ニーズの変化等を見据えた適正な職員配置や人件費について検討し、第4期最終年度における職員給与費対医業収益比率について、第3期最終年度より著しく改善させること。

2 資金収支の均衡

毎年度資金収支を改善し、中期目標期間中の早期に単年度で資金収支を均衡させること。

また、投資・財政計画を策定するとともに収益に見合った投資額を設定し、当該計画に基づいた投資判断を行う体制を構築すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。

また、個人情報保護に関する法律や長野県情報公開条例等に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。

医療の提供に支障を及ぼすおそれがないよう、サイバーセキュリティ確保のための必要な措置を講じること。

2 施設及び医療機器の整備に関する事項

地域の医療ニーズ、費用対効果、将来の収支見通し、投資・財政計画等を踏まえ投資を最適化し、施設と医療機器の効果的な整備を行うこと。

3 公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえた取組

限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという観点を踏まえ、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン及び長野県保健医療計画に沿った取組を推進すること。

4 中期計画における数値目標の設定

本中期目標の主要な項目について、公立病院経営強化ガイドライン及び病院機構の令和5年度業務実績報告等の指標を踏まえ、中期計画において数値目標を設定すること。また、当該目標の達成に向けPDCAサイクルを機能させること。

第 15 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県山岳総合センターの指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	称	長野県山岳総合センター
2	指定管理者		
(1)	名称		一般社団法人長野県山岳協会事業管理
(2)	代表者		代表理事 杉 田 浩 康
(3)	主たる事務所の所在地		大町市平2161番地4
3	指定期間		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 16 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県長野運動公園の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名 称	長野県長野運動公園
2	指 定 管 理 者	
	(1) 名 称	長野市
	(2) 代 表 者	長野市長 荻 原 健 司
	(3) 主たる事務所の所在地	長野市大字鶴賀緑町1613番地
3	指 定 期 間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

第 17 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県営上田野球場の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名称	長野県営上田野球場
2	指定管理者	
	(1) 名称	上田市
	(2) 代表者	上田市長 土 屋 陽 一
	(3) 主たる事務所の所在地	上田市大手一丁目11番16号
3	指定期間	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者を次のとおり指定する。

1 施設の名 称 長野県白馬ジャンプ競技場

2 指定管理者

(1) 名 称 白馬村

(2) 代 表 者 白馬村長 丸 山 俊 郎

(3) 主たる事務所の所在地 北安曇郡白馬村大字北城7025番地

3 指 定 期 間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 19 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、長野県立武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

1	施設の名	称	長野県立武道館
2	指定管理者		
(1)	名	称	シンコースポーツ・NTTファシリティーズ共同事業体
(2)	代	表	シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石 崎 健 太
(3)	主たる事務所の所在地		東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
3	指	定	期 間
			令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

第 20 号

県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結について

排水機場改修工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営農村地域防災減災事業木島地区排水ポンプ製作据付工事
2	工 事 場 所	飯山市大字木島
3	契 約 金 額	7 億4,435万9,000円
4	契 約 保 証 金	7,443万5,900円
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年10月28日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	埼玉県さいたま市大宮区高鼻町一丁目47番地 1 株式会社電業社機械製作所関東支店 支店長 専 能 哲 也

第 21 号

道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について

国道152号茅野市塚原一丁目地籍における道路上の事故に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解するものとする。

1 事 件 名

長野地方裁判所諏訪支部 令和6年（ワ）第28号 損害賠償請求事件

2 当 事 者

(1) 原 告

茅野市玉川1459番地5 フレグランスKEN102号 平 田 悠 貴

(2) 被 告

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

原告が、令和4年5月2日午後3時20分ごろ、道路上の穴に車輪を落とし損害を受けた事故は、道路管理者の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 和 解 の 方 法

裁判官の勧告に基づく訴訟上の和解

5 和 解 の 内 容

(1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、12万5,000円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和7年1月17日限り、原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、

振込手数料は被告の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

第 22 号

一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助防災・安全交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般国道141号 佐久市から小諸市 浅蓼大橋 2 工区
3	契 約 金 額	5億7,714万8,000円
4	契 約 保 証 金	5,771万4,800円
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 8 年 6 月25日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	佐久市望月30番地 1 株式会社竹花組 代表取締役 矢 野 健太郎

第 23 号

主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	主要地方道長野菅平線 長野市 菅平下
3	変 更 契 約 金 額	7 億2,307万4,000円（変更前契約金額 7 億4,935万3,000円）
4	契 約 保 証 金	7,493万5,300円
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 7 年 3 月28日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字鶴賀南千歳町878番地 株式会社守谷商会 代表取締役 伊 藤 由 郁 紀

第 24 号

一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について

道路改築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助社会資本整備総合交付金道路改築工事
2	工 事 場 所	一般県道市ノ沢山吹停車場線 下伊那郡豊丘村 新万年橋
3	変 更 契 約 金 額	10億6,311万7,000円（変更前契約金額 9 億3,500万円）
4	契 約 保 証 金	1 億631万1,700円（変更前 9,350万円）
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年1月13日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市松岡二丁目6番18号 トライアン株式会社 代表取締役 松 橋 達 生

第 25 号

一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助河川メンテナンス工事
2	工 事 場 所	一級河川諏訪湖 岡谷市 釜口水門
3	変 更 契 約 金 額	6 億3,624万円（変更前契約金額 5 億5,990万円）
4	契 約 保 証 金	6,362万4,000円（変更前 5,599万円）
5	工 期	着 手 令和 6 年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和 7 年 7 月31日（変更前 令和 7 年 3 月27日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	愛知県名古屋市西区菊井二丁目20番19号 豊国工業株式会社中部支店 支店長 宮 重 徹

第 26 号

一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

河川改修工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	国庫補助大規模特定河川工事
2	工 事 場 所	一級河川黒沢川 安曇野市 黒沢
3	変 更 契 約 金 額	20億7,551万3,000円（変更前契約金額 19億7,489万6,000円）
4	契 約 保 証 金	2億755万1,300円（変更前 1 億9,748万9,600円）
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月31日
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	松本市大字島立635番地 1 松本土建株式会社 代表取締役 大 池 太 士

第 27 号

県営住宅常盤上一団地3号棟建築工事変更請負契約の締結について

県営住宅常盤上一団地3号棟建築工事について、次のとおり変更請負契約を締結する。

1	工 事 名	県営住宅常盤上一団地3号棟建築工事
2	工 事 場 所	大町市常盤
3	変 更 契 約 金 額	6 億7,173万7,000円（変更前契約金額 6 億6,000万円）
4	契 約 保 証 金	6,717万3,700円（変更前 6,600万円）
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和7年3月24日（変更前 令和7年2月7日）
6	契 約 方 法	随意契約
7	請 負 人 住 所 氏 名	長野市大字鶴賀南千歳町878番地 株式会社守谷商会 代表取締役 伊 藤 由 郁 紀

第 28 号

小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について

小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	小諸義塾高校（仮称）新棟ほか建築工事
2	工 事 場 所	小諸市田町
3	契 約 金 額	21億8,262万円
4	契 約 保 証 金	2億1,826万2,000円
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月10日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	岡谷市幸町6番6号 株式会社岡谷組 代表取締役 野 口 行 敏

第 29 号

小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について

小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事について、次のとおり請負契約を締結する。

1	工 事 名	小諸義塾高校（仮称）大体育館ほか建設工事
2	工 事 場 所	小諸市田町
3	契 約 金 額	11億2,200万円
4	契 約 保 証 金	1億1,220万円
5	工 期	着 手 令和6年11月長野県議会定例会議決の日 完 成 令和8年3月10日
6	契 約 方 法	一般競争入札
7	請 負 人 住 所 氏 名	南佐久郡小海町大字小海4399番地 1 株式会社新津組 代表取締役 新 津 悟

報 第 1 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月8日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事故の内容

別表のとおり

2 当事者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請求の趣旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解決の方法

当事者間において示談による和解

5 和解の内容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
令和6年7月26日午後7時35分ごろ、長野市の駐車場内において、長野南警察署職員が開けた普通乗用自動車のドアが、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に接触し、同車に損害を与えた。	長野市川中島町四ツ屋794番地2 石 坂 平	225,467円
公務に使用中の警察本部警務部教養課の普通乗用自動車が、令和6年8月16日午前7時55分ごろ、小諸市の中部横断自動車道を走行中に自動車部品を落下させ、これに損害賠償請求者所有の普通乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えた。	群馬県沼田市白沢町上古語父319番地36 黒 岩 恵 三	183,535円
公務に使用中の伊那警察署の普通乗用自動車が、令和6年8月19日午前10時5分ごろ、上伊那郡箕輪町の駐車場内において、損害賠償請求者使用の普通貨物自動車と衝突し、同車に損害を与えた。	上伊那郡箕輪町大字中箕輪1048番地4 大 澤 篤	366,124円
公務に使用中の伊那警察署の普通乗用自動車が、令和6年9月18日午後5時40分ごろ、上伊那郡辰野町の駐車場内において、損害賠償請求者管理の建物に衝突し、損害を与えた。	駒ヶ根市赤穂1298番地2 株式会社サンボ 一 代表取締役 永 田 裕 志	38,500円

報 第 2 号

証拠物保管中の事故に係る損害賠償の専決処分報告

証拠物保管中の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月8日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

令和6年10月10日午後1時45分ごろ、上田警察署の車庫内において、同署職員が、証拠物として保管していた損害賠償請求者使用の車両にベニヤ板を接触させ、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

上田市常入一丁目11番10号 ブランニューシティF棟3002号 松 本 季 良

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

当該事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として80,256円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 3 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月11日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
公務に使用中の飯田建設事務所の普通乗用自動車が、令和6年3月5日午後8時25分ごろ、飯田市の駐車場内において、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車に衝突し、損害を与えた。	安曇野市穂高有明5115番地 63 胡 桃 邦 年	214,709円
公務に使用中の長野建設事務所の普通乗用自動車が、令和6年5月31日午後4時35分ごろ、長野市の国道上において、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車に衝突し、損害を与えた。	長野市平林一丁目13番34号 八 田 英 貴	100,826円

報 第 4 号

道路上の事故に係る損害賠償の専決処分報告

道路上の事故に係る損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月11日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

別表のとおり

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

別表のとおり

(2) 損害賠償者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

別表記載の事故は、道路管理者の責任であるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として別表記載の金額を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その

余の請求は一切しない。

(別表)

事 故 の 内 容	損 害 賠 償 請 求 者	損害賠償金
令和5年3月12日午後6時ごろ、損害賠償請求者運転の普通貨物自動車、一般国道406号の須坂市大字仁礼地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	須坂市墨坂一丁目6番27号 フレグランス八幡S棟102号 小坂泰斗	126,445円
令和5年4月28日午前11時5分ごろ、東京都世田谷区成城五丁目15番10号 鎮目令子所有の普通乗用自動車、一般国道152号の茅野市北山地籍を走行中、道路上にあった落石により、当該車両を損傷した。 A I G損害保険株式会社は、鎮目令子との保険契約に基づき、自動車修理費用全額を支払った。	A I G損害保険 株式会社首都圏 サービスセンタ ー 第三課長 栄 朝 日	561,000円
令和5年5月8日午後8時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道長野信濃線の上水内郡信濃町大字平岡地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	長野市豊野町豊野943番地 齊藤大三	17,710円
令和5年5月10日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道栃原北郷信濃線の上水内郡飯綱町大字川上地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	上水内郡飯綱町大字高坂 1277番地27 藤井郁郎	8,316円
令和5年5月30日午後4時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、県道長野信濃線の上水内郡信濃町大字平岡地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	長野市青木島町綱島776番 地54 大月康平	4,997円
令和5年6月11日午後2時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道飯山妙高高原線の上水内郡信濃町古海地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	飯山市大字静間712番地3 丸山徳義	5,720円

令和5年7月1日午後9時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道戸隠篠ノ井線の長野市篠ノ井布施高田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	東京都小平市学園西町二丁目5番34号もくれん館203号	滝澤大樹	17,604円
令和5年10月18日午前7時10分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	松本市奈川1199番地1	奥原喜照	7,700円
令和5年10月28日午前10時ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道伊那辰野停車場線の上伊那郡箕輪町大字東箕輪地籍を走行中、道路上の段差により、当該車両を損傷した。	上伊那郡箕輪町大字東箕輪4156番地3	漆戸健治	13,200円
令和5年11月10日午後4時50分ごろ、損害賠償請求者運転の普通貨物自動車、県道梓山海ノ口線の南佐久郡川上村大字御所平地籍を走行中、側溝のグレーチングが跳ね上がり、当該車両を損傷した。	南佐久郡小海町大字千代里2944番地1	ヤマト運輸株式会社小海営業所 所長 北村昇大	125,592円
令和5年11月11日午後1時ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、一般国道254号の松本市三才山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	小諸市南町二丁目5番2号	赤城和樹	120,993円
令和5年11月20日午前6時40分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道伊那生田飯田線の駒ヶ根市中沢地籍を走行中、道路上にあった落石により、当該車両を損傷した。	駒ヶ根市東伊那那6086番地1	荒井啓明	25,146円
令和5年12月12日午前11時10分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道143号の安曇野市豊科田沢地籍を走行中、道路法面からの倒木により、当該車両を損傷した。	塩尻市大字洗馬1153番地	伊藤治郎	461,000円

令和5年12月17日午前6時ごろ、損害賠償請求者運転の小型乗用自動車、一般国道153号の上伊那郡飯島町本郷地籍を走行中、道路上にあった倒木により、当該車両を損傷した。	下伊那郡豊丘村大字神稲 4262番地村営住宅上C	青塚 理 絵	111,500円
令和6年1月12日午前9時20分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、県道平田新橋線の松本市平田東地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	安曇野市三郷温865番地1	山下 淳	3,600円
令和6年1月20日午後8時45分ごろ、千曲市大字桑原2231番地緑川誠所有の普通乗用自動車、一般国道254号の上田市鹿教湯温泉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 東京海上日動火災保険株式会社は、緑川誠との保険契約に基づき、自動車修理費用全額、車両牽引費用全額及び代車費用全額を支払った。	長野市大字南長野東京海上日動 1081番地長野東京海上日動 ビル8階	東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 長野 損害サービス課 長大 住 航	405,053円
令和6年1月21日午後6時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、一般国道406号の上田市菅平高原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	小諸市大字滋野甲556番地 3	羽 鳥 祥	24,245円
令和6年2月19日午後8時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道148号の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の段差により、当該車両を損傷した。	北安曇郡白馬村大字神城 27425番地35	久保田 清 美	36,597円
令和6年2月23日午前10時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道406号の上田市菅平高原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	群馬県前橋市上細井町1412 番地33	早 部 伸 秋	8,706円

令和6年3月1日午後1時40分ごろ、損害賠償請求者所有の軽貨物自動車、一般国道292号の下高井郡山ノ内町大字平穏地籍を走行中、道路法面の立ち木から落下した雪塊により、当該車両を損傷した。	下高井郡山ノ内町大字平穏 7149番地八十二銀行山荘	塩田裕司	176,132円
令和6年3月6日午後6時35分ごろ、損害賠償請求者運転の普通乗用自動車、県道千国北城線の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	千葉県千葉市花見川区み春 野二丁目11番23号	小倉志道	8,965円
令和6年3月17日午前11時30分頃ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、県道下仁田軽井沢線の北佐久郡軽井沢町大字発地地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	千葉県柏市加賀一丁目25番 10号	神野浩一	24,882円
令和6年3月17日午前11時50分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道下仁田軽井沢線の北佐久郡軽井沢町大字発地地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	福島県福島市二の宮四丁目 38番2号	道鎮正規	6,210円
令和6年3月24日午後4時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道403号の下高井郡山ノ内町大字夜間瀬地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下高井郡山ノ内町大字夜間 瀬9209番地	杉戸重之	29,634円
令和6年3月25日午後7時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、一般国道146号の北佐久郡軽井沢町大字長倉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	神奈川県川崎市宮前区有馬 六丁目10番6号	株式会社天野組 代表取締役 天野寿男	8,100円
令和6年3月25日午後7時ごろ、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車、県道波田北大妻豊科線の松本市梓川倭地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市梓川上野595番地4	宮下さより	6,106円

令和6年3月26日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者使用の軽乗用自動車、一般国道299号の南佐久郡佐久穂町大字畑地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	南佐久郡小海町大字小海 4089番地3	新井花奈	4,620円
令和6年3月26日午後6時45分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松本塩尻線の松本市中山地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	塩尻市大字広丘郷原1762番 地286ニセンポストアイル 604	野口絵美子	5,253円
令和6年3月26日午後10時25分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道諏訪辰野線の諏訪市豊田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	茅野市米沢4781番地1	小松勇喜	6,298円
令和6年3月26日午後10時30分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道千国北城線の北安曇郡白馬村大字北城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北安曇郡白馬村大字北城 10517番地12	大工原駿之介	15,675円
令和6年3月29日午前11時20分ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道新茶屋塩尻線の塩尻市広丘吉田地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	松本市寿台六丁目3番6号	佐藤玲子	2,700円
令和6年3月29日午後2時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松川大鹿線の下伊那郡大鹿村大字大河原地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下伊那郡大鹿村大字大河原 3444番地	田島龍二	3,069円

令和6年3月29日午後4時15分ごろ、荒井香織運転の軽乗用自動車、県道真田東部線の上田市殿城地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。 関東自動車共済組合長野県支部は、荒井香織との保険契約に基づき、車両牽引費用全額を支払った。	上田市塩川2988番地1	荒井香織	2,132円
	長野市中御所岡田131番地10 長野県中小企業会館2階	関東自動車共済組合長野県支部 損害調査課長 石井和明	8,888円
	上高井郡高山村大字奥山田2549番地イ号	戸谷仁	53,240円
	大町市大町4095番地11	松田勇	185,460円
	佐久市望月1922番地1	浅田芳裕	14,260円
	埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目157番地1404号	野田和視	40,461円
	福井県坂井市三国町中央二丁目9番18号	藤田和成	97,416円

令和6年4月8日午前2時20分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、一般国道158号の松本市安曇地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	神奈川県横浜保土ヶ谷区岡沢町21番地39SKハイツ201	高 堂 正 明	3,850円
令和6年4月10日午後3時50分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車、県道親田中村線の飯田市伊豆木地籍を走行中、道路脇からの倒竹により、当該車両を損傷した。	飯田市大瀬木4204番地6	小 木 曾 達 也	891,902円
令和6年4月19日午前0時45分頃ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車、一般国道146号の北佐久郡軽井沢町大字長倉地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	東京都杉並区成田東四丁目3番3-410号プラウドシティ阿佐ヶ谷セントラル	宮 嶋 啓	33,556円
令和6年4月24日午後7時30分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車、県道小岩岳穂高停車場線の安曇市穂高地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	安曇野市明科中川手112番地10	興 津 美由紀	11,550円
令和6年4月30日午前7時ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村葛島地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下伊那郡大鹿村大字鹿塩361番地1	小 澤 正	38,707円
令和6年4月30日午前8時ごろ、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車、県道松川インター大鹿線の上伊那郡中川村葛島地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	下伊那郡大鹿村大字鹿塩361番地1	小 澤 正	7,722円
令和6年5月28日午後4時30分ごろ、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車、県道上原猿久保線の佐久市御馬寄地籍を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北佐久郡御代田町大字御代田4108番地2164 シンフォニー西軽井沢D-201	北 原 憲 康	17,200円

令和6年5月28日午後5時30分ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車（佐久市御馬寄地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	佐久市矢嶋1758番地8	小 泉 淳 也	36,792円
令和6年6月13日午前8時10分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車（下伊那郡天龍村長島地籍）を走行中、道路法面からの落石により、当該車両を損傷した。	下伊那郡天龍村平岡858番地	鈴 木 正 登	72,001円
令和6年6月18日午後3時15分ごろ、損害賠償請求者運転の軽乗用自動車（北佐久郡豊昇佐久線の佐久市横根地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	北佐久郡御代田町大字御代田3746番地8	土 屋 沙 菜 美	4,000円
令和6年6月23日午後9時5分ごろ、損害賠償請求者所有の普通乗用自動車（一般国道142号の北佐久郡立科町大字芦田地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	上田市東内2423番地	堀 内 由 紀 子	36,740円
令和6年6月29日午後0時ごろ、損害賠償請求者使用の普通乗用自動車（小諸市大字丙地籍）を走行中、道路上の穴に車輪を落とし、当該車両を損傷した。	佐久市中込3768番地6	西 澤 章 司	10,411円

報 第 5 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月5日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の小海高等学校の軽貨物自動車が、令和6年7月13日午後0時40分ごろ、南佐久郡小海町の駐車場内において、損害賠償請求者所有の小型乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

南佐久郡北相木村5323番地い号 坂 本 けい子

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として140,938円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

報 第 6 号

交通事故に係る損害賠償の専決処分報告

交通事故による損害賠償の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、令和6年11月14日次のとおり専決処分したから報告します。

1 事 故 の 内 容

公務に使用中の小諸養護学校の軽乗用自動車が、令和6年4月16日午前8時50分ごろ、小諸市の市道上において、損害賠償請求者所有の軽乗用自動車に衝突し、同車に損害を与えた。

2 当 事 者

(1) 損害賠償請求者

小諸市大字市668番地4 佐 藤 京 戸

(2) 損 害 賠 償 者

長 野 県

3 請 求 の 趣 旨

交通事故は、損害賠償者側の責任によるものであるから損害賠償を求める。

4 解 決 の 方 法

当事者間において示談による和解

5 和 解 の 内 容

損害賠償者は、損害賠償請求者に対し、損害賠償として89,559円を支払い、損害賠償請求者は、損害賠償者に対し、その余の請求は一切しない。

安定的な地域医療体制の確保に向けた
支援の充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築に向けては、安定的な医療提供体制の確保が必要であり、高齢化の進展等による医療需要の高まりが想定される中、地域を支える医療機関の役割はますます重要となっている。

一方で、多くの医療機関では、コロナ禍における国の支援により一時的な収支改善がみられたが、特例的な措置が終了した現在は、人口減少による慢性的な収益減が顕在化している。また、長期化する物価高騰、医療従事者の賃上げに関連する人件費の増加等も厳しい経営状況に拍車をかけており、本年6月の診療報酬の改定も、経営の改善につながっているとは言い難い。

医療機関及び医師が不足する地域では、効果的・効率的な医療の提供に向けた体制強化が課題となる中、医療機関の経営悪化は、地域医療構想に基づく医療機関ごとの役割の明確化、相互の連携強化等にも影響を及ぼすおそれがあるが、国、自治体、民間等の開設主体により、医療機関の運営方針、財源等も異なるため、それぞれの実情に即したきめ細かな対応が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、医療機関の経営状況改善を通じて、医療を必要とする住民の安全・安心な暮らしを守るため、臨時的な診療報酬の改定、緊急的な補助制度の創設等、安定的な地域医療体制の確保に向けた支援の充実を図るよう強く要請する。

転作した畑作農業者が意欲を持って営農を
継続するための支援を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、転作を促すために導入した水田活用の直接支払交付金の要件を一昨年度に厳格化し、5年間に一度も水張りをしない農地を水田とみなさず、交付対象外とするように制度を見直した。交付金を頼りに畑作物の生産を始めた農業者は、資金繰りに困難を抱えることとなり、さりとて「八十八工程」が必要ともいわれる米作の再開は、費用及び労力面で困難である。

こうした中、物価高騰による生産費用の上昇、担い手不足、高齢化の進行等が厳しい経営環境に拍車をかけており、農業者が営農意欲を持って農地を維持できるよう、新たな農業経営支援策が求められている。

特に県内ではそばに転作される事例も多く、中山間地域を中心に生産が行われている。地域特産農作物として、また、観光資源としても重要なそば等の栽培を継続することで、地域活性化につなげていくための新たな施策も必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、転作した農業者が意欲を持って営農を継続するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 農地の集約化によって生産性の向上が図られるそば等の土地利用型作物の生産において、農業者が所得を確保し、また、意欲を維持できるよう、農業の維持継続を主体とした新たな支援措置を講ずること。
- 2 転作品目を地域特産農作物として活用している地域の実情を捉え、そば等の地域振興に有効な作物の生産及び供給を継続し、地域の更なる活性化に資する新たな施策を検討すること。

年収の壁に関する十分な議論と地方財政
への配慮を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

いわゆる「年収の壁」は、所得税等が発生するボーダーラインであり、手取り収入の減少を懸念する、パート等の短時間労働者の働き控えにつながっており、中小企業を中心とした人手不足が深刻となる中、所得税に関する年収の壁である「103 万円の壁」等の見直しが課題となっている。

また、103 万円は、年収がこの額を上回る労働者にとって、課税額を算定する上での基礎的な控除額でもあることから、国においては、控除額の引上げによって労働者の手取り収入を増やすため、103 万円の壁の見直しに向けた議論が進められている。

こうした中、地方においては、所得税等の基礎的な控除額の引上げが行われた場合の地方税収の減少が、財政の悪化、行政サービスの低下等を招くといった懸念の声が上がっており、103 万円の壁の見直しに当たっては、地方財政に対する十分な配慮が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、年収の壁に関する議論に当たり、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 103 万円の壁を見直す場合は、中小企業をはじめとした人手不足の解消、労働者の手取り収入の増加等に資するよう、所得税に関する基礎的な控除額の在り方等についての十分な議論を行うこと。
- 2 所得税等の基礎的な控除額の引上げを行う場合は、国による恒久財源による補填を行うなど、臨時的な財源の確保に頼ることなく、地方自治の推進に必要な不可欠な地方財政の保持を前提とすること。

闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の
強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
国家公安委員会委員長
警 察 庁 長 官
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

主にSNSを通じて犯罪の実行役を募る、いわゆる闇バイトによる犯罪が全国で相次いでいる。住宅に押し入り、住民に暴行を加えて金品を奪う強盗事件のほか、本年10月には、住民が連れ去られて監禁される事件も発生するなど、犯罪の手口が凶悪化していることから、国民の間に不安が広がっている。

闇バイトでは、短期間で高収入が得られるといったSNS上の投稿に安易に応じることで、若者が犯罪に巻き込まれる事例が目立っており、一度でも闇バイトに応じると、事前に提供した個人情報を基に犯罪組織から脅迫を受け、犯罪を繰り返してしまう危険性が指摘されているため、被害防止に加え、闇バイトから若者を守り、新たな加害者を生まないための対策も課題となっている。

現在、国及び各自治体では、啓発動画、街頭での呼びかけ等による闇バイトに対する注意喚起に加え、SNS上の闇バイトを募集する投稿に対して警告を行うなどの対策に取り組んでいるものの、闇バイトによる犯罪が後を絶たず、国民の不安解消に至っていないことから、対策の更なる充実強化を図り、闇バイトによる犯罪に歯止めを掛けることが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、闇バイトによる犯罪防止に向けた取組の強化により、国民の安全・安心な暮らしを守るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 闇バイト情報を監視するサイバーパトロールを強化するとともに、闇バイトに関わった人を対象とした相談体制の充実を図ること。
- 2 SNSへの関わり方、利用上の注意等について、若者を対象とした研修の機会を提供するなど、闇バイトによる犯罪に加担しないための広報啓発活動をより一層推進すること。
- 3 地域における防犯パトロールの実施、防犯カメラの設置等の犯罪防止に向けた環境整備のため、自治体への財政支援を拡充すること。

投票率の向上に向けた投票機会の
更なる拡大を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
総 務 大 臣
財 務 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

投票日に投票所で投票することが原則である公職選挙において、期日前投票制度により、投票機会の拡大が図られているが、期日前投票所に出向いた上で投票を行う必要があるため、仕事・学業が忙しい、投票所が遠いといった理由で、制度が十分に活用されないことなどから、投票率の低迷が続いている。

投票所へ行くことができない場合、郵便等による不在者投票が認められているが、現行の制度では、対象者が身体に重度の障害がある選挙人等に限られており、投票率の底上げに資するものとは言い難い。若年層、高齢者を中心に、更なる投票機会の拡大を図るためには、時間的・地理的制約を受けずに投票が可能となるよう、関係法令及び環境の整備が不可欠である。

また、一部の自治体では、投票所までの移動が難しい高齢者等の投票機会を確保するために、自動車を利用した移動期日前投票所によって、中山間地域等の巡回が行われている事例もあり、地域の実情に応じた取組に対する支援も求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、選挙人の投票機会拡大に向けた環境整備を進めるとともに、自治体の投票率向上に向けた取組に対する財政的・技術的支援を強化するなど、投票率の向上に向けた投票機会の更なる拡大を図るよう強く要請する。

緊急浚渫推進事業債等の事業期間の延長
を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、防災・減災、国土強靱化の推進に向けて、今年度までを事業期間とする緊急浚渫推進事業債並びに来年度までを事業期間とする緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を設けており、地方公共団体による緊急的かつ集中的な災害対策を進めている。

これらの事業債は、地方債の充当率が100パーセント、交付税措置率が70パーセントであることから、本県においても、河川氾濫等の浸水被害防止に向けた浚渫、公共施設の耐震化、防災インフラの整備等、地域の実情に応じた対策に活用されるなど、地方公共団体にとって重要な財源であるが、時限的な措置であるため、事業期間終了後の必要財源の確保が懸念されている。

こうした中、近年、気候変動に伴い激甚化・頻発化する台風、豪雨等の気象災害に加え、今後発生するおそれのある大規模地震等への対策が求められていることから、地方公共団体が引き続き災害対策に取り組めるよう、継続的な財政支援が必要である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自然災害から国民の生命及び財産を守るため、緊急浚渫推進事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長するよう強く要請する。

選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、
旧姓の通称使用の法制化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
法 務 大 臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度について、令和4年3月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」によると、導入に対する賛否が拮抗する中、旧姓の通称使用の法制化を求める意見もあることが明らかになった。

選択的夫婦別姓制度の導入に関して、最高裁判所は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と判示しており、政府も、第5次男女共同参画基本計画において、現行制度の歴史を踏まえ、子供への影響等も十分に考慮し、国民各層の意見及び国会における議論の動向を注視しながら、検討を進めるとしている。

また、現在、我が国において、パスポート、免許証等については旧姓併記が認められており、旧姓の通称使用が定着しているが、金融機関の口座開設、不動産登記等を行う際は法律上の氏を求められるなどの支障があることから、旧姓を使用しやすい環境に向けた法整備をより一層推進する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、結婚後の生活における不便・不利益を解消するため、国民の理解の下、選択的夫婦別姓制度について十分に議論し、旧姓の通称使用を法制化するよう強く要請する。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣 あ て
女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在、我が国において、結婚に際して女性の約95パーセントが改姓する中、女性の社会進出が進むにつれて家族の在り方が多様化していることを背景に、経済界及び若者世代を中心として、夫婦が望む場合には結婚後もそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度の実現を求める声が高まっている。

また、国連女性差別撤廃委員会は、本年10月、女子差別撤廃条約の締約国において条約の履行状況を審査した結果、夫婦同氏を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう、日本に対して4度目となる勧告を出したところである。

政府は、女性活躍の推進等の観点から、旧姓の通称使用拡大に向けて取り組んでいるが、日常生活・職業生活において、海外渡航時のトラブル、キャリアの断絶等の不便・不利益が発生しており、通称使用で解決できる課題には限界があることから、社会の実態に即した法整備を進める必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国内の実情及び国際社会の動向を踏まえ、個人の選択に寛容な社会を確立し、ジェンダー平等を実現するため、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

企業・団体献金の全面的な禁止を求める
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政治家又は政党を含む政治団体に対し、政治活動に関する寄附として資金を提供する行為である政治献金のうち、企業・団体献金を巡っては、政治家と特定の企業・団体との癒着防止等を目的に、過去の政治資金規正法の改正において政治家個人に加え、政治家の資金管理団体に対する献金が禁止されてきた。

しかしながら、今もなお、政党及び政党への資金援助を目的とする政治資金団体に対する企業・団体献金は禁止されていない。また、政治資金パーティーにおけるパーティー券収入についても、名目上はパーティー参加の対価であるものの、パーティー券を寄附と同じ趣旨で購入する企業・団体も多く、事実上の企業・団体献金になっているとの指摘もある。

政党に対しては、その活動資金に充てるため、税金を原資とする政党交付金を交付する制度があるにもかかわらず、企業・団体献金が認められていることは国民の理解を得難く、また、政治家が資金力のある企業・団体等の意向に配慮し、政策決定が歪められるおそれがあることから、一刻も早い制度の見直しが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を確保するため、企業・団体による政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーにおけるパーティー券の購入を禁ずることを内容とする政治資金規正法の改正により、企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要請する。

少子化・人口減少対策の一層の強化を求める決議（案）

2001年に約222万人を記録した本県人口は、以降、減少傾向が続き、2024年2月には約半世紀ぶりに推定200万人を割り込んだ。このまま減少が続けば、地域経済の縮小、担い手不足の深刻化を招くとともに社会保障の維持も困難になり、将来的に自治体運営に大きな支障が生じる。

これまで国では、こどもの預かり施設の増設、児童手当及び育児休業制度の拡充等を進め、県でも「しあわせ信州創造プラン3.0」を策定して結婚支援、企業のワークライフバランスの推進等の施策を実施してきたが、直近の県の合計特殊出生率は過去最低を記録し、少子化に歯止めが掛からない。

少子化の要因には、国の施策が既婚女性の子育て支援に偏っていたとの指摘に加え、非正規等雇用の不安定化、子育ての重い経済的負担、ジェンダー平等の遅れ等が挙げられる。結果、希望しても結婚できない若者及び結婚に前向きになれない若者への支援が行き届かず今日の事態を招いている。

よって、本県議会は、県に対し、人口戦略の策定に当たり、次のとおり少子化・人口減少対策の一層の強化を求めるものである。

- 1 人口減少による将来の影響を、県民が身近な問題として認識できるよう具現化して情報発信するとともに、人口減少社会に適応しながら希望ある長野県づくりのため、行政だけでなく県民総参加で取り組む仕組みを構築し、県を挙げて総合的に施策を推進すること。
- 2 戦略には、若者の希望実現を最大限支援して若者の所得向上を促す施策、結婚及び出産を考える契機となるライフプラン教育、若者の意見を集約して政策に反映させる仕組み等を盛り込み、実現可能な予算措置を講ずること。
- 3 国に対して教育費の無償化等、必要な施策を積極的に提言すること。

以上のとおり決議する。

年 月 日

長 野 県 議 会

全 議 員 様

長野県議会議長 山 岸 喜 昭

令和6年11月定例会において説明のため
議会へ出席を要求した者の氏名について

議会へ出席を要求した者の氏名は、下記のとおりです。

記

知 事	阿 部 守 一
副 知 事	関 昇 一 郎
危機管理監兼危機管理部長	前 沢 直 隆
企画振興部長	中 村 徹
企画振興部交通政策局長	小 林 真 人
(12月3日から12月6日までの会議)	
総 務 部 長	渡 辺 高 秀
県 民 文 化 部 長	直 江 崇 明
県民文化部こども若者局長	高 橋 寿 明
(12月3日から12月6日までの会議)	
健 康 福 祉 部 長	笹 渕 美 香
環 境 部 長	諏 訪 孝 治
産 業 労 働 部 長	田 中 達 也
産業労働部営業局長	合 津 俊 雄
(12月3日から12月6日までの会議)	
観 光 ス ポ ー ツ 部 長	加 藤 浩
農 政 部 長	小 林 茂 樹
林 務 部 長	須 藤 俊 一
建 設 部 長	新 田 恭 士
建設部リニア整備推進局長	室 賀 莊 一 郎
(12月3日から12月6日までの会議)	
会 計 管 理 者 兼 会 計 局 長	尾 島 信 久
公 営 企 業 管 理 者 扱 公 企 業 局 長 事 務 取 扱	吉 沢 正
財 政 課 長	新 納 範 久
教 育 長	武 田 育 夫
教 育 次 長	米 沢 一 馬
教 育 次 長	曾 根 原 好 彦
警 察 本 部 長	鈴 木 達 也
警 務 部 長	長 瀬 悠
監 査 委 員	増 田 隆 志

(写)

6 監査第 4－7 号
令和 6 年(2024年)10月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年 9 月 30 日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の令和 6 年度 8 月分の一般会計及び公債費ほか 10 特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16 機関で 885,000 円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 8 月 31 日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6 監査第 4－8 号
令和 6 年(2024年)11月 7 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員 増 田 隆 志

現金出納検査の結果について

令和 6 年10月28日に実施したこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第235条の 2 第 3 項の規定及び長野県監査委員監査基準により、下記のとおり提出します。

記

1 会計局所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の令和 6 年度 9 月分の一般会計及び公債費ほか10特別会計並びに美術品取得基金の収支は別紙 1 のとおりで、現金預金現在高は、指定金融機関から提出された歳計現金在高表及びつり銭用現金保管残高報告書の合計額と照合した結果、過誤のないことを確認した。

なお、現金保管高は、16機関で885,000円であった。

2 企業局所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の電気事業会計及び水道事業会計の合計残高試算表は別紙 2 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

3 環境部所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の流域下水道事業会計の合計残高試算表は別紙 3 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

4 健康福祉部所管関係

令和 6 年 9 月30日現在の総合リハビリテーション事業会計の合計残高試算表は別紙 4 のとおりで、現金預金現在高は、出納取扱金融機関の預金現在高証明書と照合した結果、過誤のないことを確認した。

(写)

6人委第210号
令和6年(2024年)10月16日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

報 告

本委員会は、職員の給与、民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与並びに生計費等について調査、研究するとともに、あわせて職員の人事管理に関して取り組むべき課題について検討しました。その概要は、次のとおりです。

第 1 職員の給与

1 職員の給与等の状況

本年 4 月現在の職員の給与等の実態を明らかにするため、「令和 6 年職員給与等実態調査」を実施しました。

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 1 表～第 15 表のとおりです。

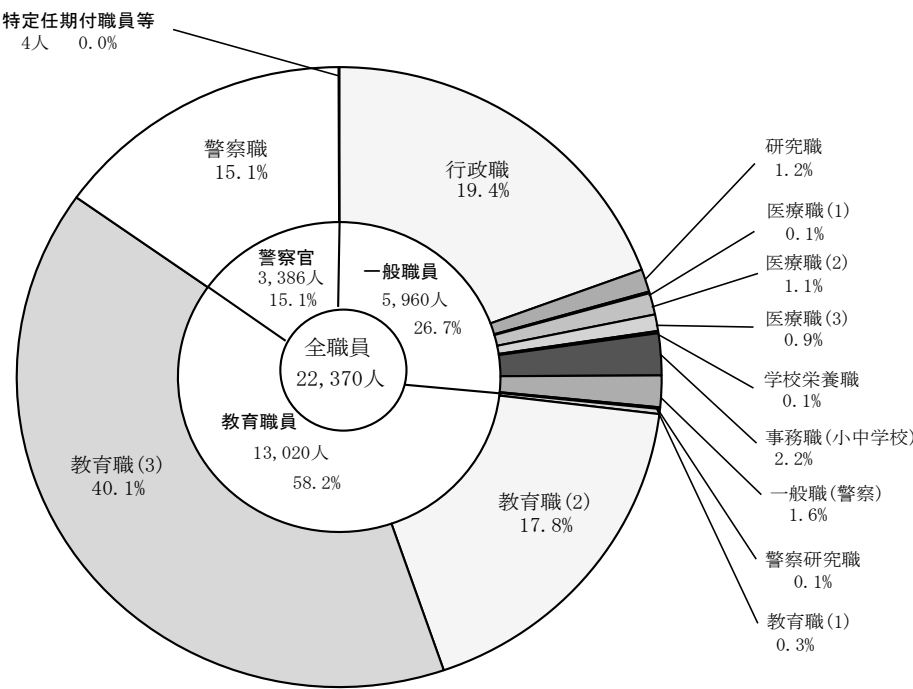
(1) 職員構成等

職員数は 22,370 人で、その内訳は、一般職員 5,960 人、教育職員 13,020 人、警察官 3,386 人及び特定任期付職員等 4 人です。

職員の平均年齢は 42.9 歳、平均経験年数は 20.1 年です。

また、男女別構成では、男性 60.5%、女性 39.5%です。

(第 1 表、第 4 表)



(2) 平均給与月額

ア 職員の平均給与月額（給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当等の合計額）は、下表のとおり 394,372 円で、昨年と比べて 1,673 円増加しています。

（第 1 表、第 3 表）

区 分	全職員	一般職員	教育職員	警察官	特定任期付職員等
平均給与月額	394,372 円	367,464 円	413,987 円	366,111 円	565,757 円

（注） 平均給与月額は、給料（給料の調整額を含む。）、教職調整額、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当の合計額です。

イ 扶養手当

扶養手当の受給職員数は 9,265 人（全職員の 41.4%）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 21,349 円（昨年と比べて 20 円の増加）、職員 1 人当たりでは 8,844 円（同 139 円の減少）となっています。

（第 9 表）

ウ 住居手当

住居手当の受給職員数は 5,912 人（全職員の 26.4 %）で、受給者 1 人当たりの平均支給額は 25,769 円（昨年と比べて 85 円の増加）、職員 1 人当たりでは 6,811 円（同 9 円の増加）となっています。

（第 11 表）

2 民間給与の調査

本年 4 月現在の民間従業員の給与等の実態を把握するため、「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 952 事業所のうちから無作為に抽出した 188 事業所を対象に調査を実施しました。この調査では、民間給与との比較を行っている行政職給料表、事務職給料表及び一般職給料表適用職員（以下「比較職員」という。）と類似すると認められ

る事務・技術関係職種等に該当する従業員 6,390 人について、本年 4 月分として支払われた給与月額等を調査しました。また、給与改定の状況等についても調査しました。

民間事業所からの格段の御理解と御協力をいただき、職種別民間給与実態調査の調査完了率は 85.6% と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっています。

(2) 調査結果の概要

実態調査の結果は、「給与等に関する報告資料」第 16 表～第 28 表のとおりであり、このうち主な内容は、次のとおりです。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所は 64.1%（昨年 50.8%）、ベースアップを中止した事業所は 1.3%（同 2.2%）となっています。

なお、ベースアップの慣行のない事業所は 34.6%（同 47.0%）となっています。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所は 95.4%（昨年 96.9%）、定期昇給を中止した事業所はありませんでした。

（第 17 表、第 18 表）

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で 62.3%（昨年 66.4%）、高校卒で 45.5%（同 57.8%）となっています。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 75.2%（同 73.8%）、高校卒で 82.5%（同 73.2%）となっています。一方、初任給を据置きとした事業所の割合は、大学卒で 24.8%（同 26.2%）、高校卒で 17.5%（同 26.8%）となっています。

なお、初任給を減額した事業所は、大学卒、高校卒ともにありませんでした。

（第 19 表）

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

職員給与を民間給与と比較するに当たっては、民間給与を精確に職員給与に反映させるため、単純な平均給与額の比較でなく、職種、役職、年齢、学歴を同じくする者同士で、その給与額を対比する方法（ラスパイレス方式）が適当であると考えます。

本委員会では、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて、職員については一般の行政事務を行っている常勤の比較職員、民間従業員については比較職員に相当する職種にある者のうち、役職、年齢、学歴が対応すると認められるものを比較の対象として本年４月分の給与額を精緻に比較しました。

比較した結果、下表のとおり比較職員の給与が民間従業員の給与を１人当たり平均 9,741 円（2.62％）下回っていました。

民間従業員の給与 (A)	比較職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
381,722 円	371,981 円	9,741 円 (2.62%)

(注) 1 民間従業員及び比較職員ともに本年度の新規採用者は含まれていません。

2 民間従業員の給与の額には、通勤手当及び時間外手当は含まれていません。

3 比較職員の給与の額には、給料（給料の調整額を含む。）、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当が含まれます。

(2) 特別給

民間事業所において、昨年８月から本年７月までの１年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）は、下表のとおり所定内給与月額額の 4.59 月分に相当しており、職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数（4.50 月）が民間事業所の特別給の支給割合を 0.09 月分下回っていました。

（第 23 表）

民間従業員の特別給の年間支給割合		職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数	
下 半 期	2.30 月	下 半 期	2.25 月
上 半 期	2.29 月	上 半 期	2.25 月
計	4.59 月	計	4.50 月

(注) 下半期とは令和5年8月から令和6年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間です。

4 国家公務員等の給与との比較

昨年4月現在における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額と、これに相当する職員の給料月額とを、学歴別、経験年数別に国家公務員を基準とするラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を 100 とした場合の職員の指数は 100.2 で、0.2 ポイント高い状況となっています。

上記指数の都道府県の平均は 99.6 であり、この数値と比べると、0.6 ポイント高い状況となっています。

また、民間給与との比較を行っている本年4月の国家公務員の行政職俸給表（一）適用職員（139,298 人、平均年齢 42.1 歳）の給与が 405,378 円であるのに対し、本県の比較職員（4,988 人、平均年齢 43.7 歳）の給与は 371,981 円となっています。

5 物価、生計費等

(1) 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ長野市では 2.8%上昇しています。

また、本委員会が総務省の家計調査を基に算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の長野市における本年4月の標準生計費は、それぞれ 140,540 円、172,640 円及び 204,750 円となっています。

(第 29 表、第 30 表)

(2) 民間賃金の動向

厚生労働省の毎月勤労統計調査報告によると、民間事業所（規模 30 人以上、パー

トタイム労働者を含む。)における本年4月の所定内給与は、本県では262,318円で昨年4月(256,783円)に比べ増加しています。

(第30表)

(3) 雇用情勢

長野労働局によると、本年4月の有効求人倍率は、本県では1.36倍で昨年4月(1.49倍)に比べ低下しています。

(第30表)

6 令和6年4月の民間給与との比較による給与改定

(1) 基本的な考え方

人事委員会による給与勧告は、労働基本権を制約されている地方公務員の適正な処遇を確保し、能率的な行政運営を維持するため、地方公務員法が定める情勢適応の原則に基づいて行われるものです。

本委員会では、従来から、職員の給与について、社会一般の情勢に適応するよう地域の民間従業員の給与、国及び他の都道府県の職員の給与との均衡を図るとともに、生計費も考慮し、改定を行ってきました。このうち、給与の制度的側面(給料表の構造や手当の種類・内容等)については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の給与制度に準拠することを基本とし、一方、給与水準については、国、他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域の民間給与水準を重視し、これら全体として、民間、国、他の都道府県等との均衡を図ることとしています。

(2) 給与の改定

職員給与と民間給与とを比較したところ、月例給については、前記のとおり、比較職員の給与が民間従業員の給与を9,741円(2.62%)下回っており、特別給については、職員の支給月数が民間従業員の支給割合を0.09月分下回っています。

次に国の情勢をみると、人事院においては、本年8月、国会及び内閣に対し、国

家公務員の給与等について報告及び勧告を行いました。その中で、月例給については、民間給与との比較の結果、国家公務員給与が民間給与を 11,183 円 (2.76%) 下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、行政職俸給表 (一) について、平均 3.0% の引上げ改定を行うこととしました。具体的には、民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給は、後記 7 の「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)」に係る措置も前倒しで講じることにより、大幅に引き上げることとしています。これを踏まえ、若年層が在職する号俸に特に重点を置くとともに、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号俸にも重点を置いて引上げ改定を行い、その他の職員が在職する号俸については、改定率を逡減させつつ引上げ改定を行うこととしています。

また、医療職俸給表 (一) の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、初任給調整手当についても引上げ改定を行うこととしています。

期末手当及び勤勉手当については、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を下回っていることから、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.60 月分とすることとしました。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

また、寒冷地手当の支給額の引上げ及び支給地域の改定についても勧告しています。

他の都道府県人事委員会の給与勧告においても、公民較差を踏まえ、おおむね同様の方針により報告及び勧告がなされています。

本委員会は、これら諸事情を総合的に勘案した結果、本年の給与に係る改定については、次のとおり判断します。

ア 給料表

行政職給料表については、公務と民間との給与の均衡を図るため、平均 2.68%

の引上げ改定を行うこととします。

改定に当たっては、初任給をはじめ若年層の給与に重点を置いた引上げとなるよう、人事院が勧告した俸給表に準拠することを基本としつつ、本県における民間給与水準を重視し、これに一律の水準調整を行うことにより全ての級・号俸の給料月額を引き上げることとします。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこととします。

なお、この改定は、本年4月の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、国家公務員に準じて、引上げ改定することとします。

ウ 期末手当及び勤勉手当

本年の調査では、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回っていました。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と比較し、0.05月単位で改定を行ってきており、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合を踏まえ、支給月数を0.10月分引き上げることとします。

なお、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当それぞれの支給月数の引上げ分が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとします。

エ 寒冷地手当

人事院は、民間における同種手当の支給額が、公務を 11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の月額を 11.3%引き上げることとしています。また、気象庁が発表した新たな気象データ（1991 年から 2020 年までの 30 年平均値を用いた「メッシュ平年値 2020」）を地域の区分の指定基準に当てはめて、支給地域の改定を行うこととしています。なお、支給地域に該当しないこととなる地域に改定前から引き続き勤務している職員等に対しては、所要の経過措置が講じられます。

支給月額の改定は本年度から、支給地域の改定は令和 7 年 4 月 1 日から実施することとしています。

本県においては、支給額について、国家公務員に準じて、本年度から引き上げることとします。

支給地域については、人事院勧告において、県内の非支給地域が 24 市町村（現在は 10 市町村）に広がり、地理的に支給地域と非支給地域の混在が著しい状況となっています。

本県に勤務する多数の職員について、全県域にわたる人事異動が予定されていることから、国と同じ支給地域とした場合、人事管理上支障が生じることが懸念されます。これらを踏まえ、支給地域は全県とすることも視野に、引き続き検討することとします。その際の支給総額は、国家公務員との均衡を考慮し、国の基準で支給した場合の総額を超えないことが適当と考えられるため、具体的な支給額についても併せて検討することとします。

7 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(1) 基本的な考え方

人事院は、①多様で有為な人材の確保、②職員の成長支援と組織パフォーマンスの向上、③Well-being の実現に向けた環境整備という人事管理上の重点課題に取り組む中で、給与面においても必要な対応をするため、俸給表や手当等、給与制度の整備（以下「給与制度のアップデート」という。）を行う旨、報告及び勧告してい

ます。

給与面において必要な対応として、①人材確保を処遇面から支えるため、採用市場においてより競争力のある給与水準とすること、②組織パフォーマンスの向上のため、役割や能力・実績等をより反映するとともに、人事配置の円滑化に資する給与処遇を実現すること、③ワークスタイルやライフスタイルの多様化に対応することが挙げられ、これらに対応する措置が盛り込まれています。

本県においては、前記 6（1）で述べたとおり、給与の制度的側面（給料表の構造や手当の種類・内容等）については、公務としての近似性・類似性を重視して、国家公務員の給与制度に準拠することを基本とし、一方で、給与水準については、地域の民間給与水準をより重視し、これら全体として均衡が図られるよう改定を行っているところであり、給与制度のアップデートに関しても、基本的にこの考え方に立ち、対応することが適当と考えます。

（2）改定内容

（1）の基本的な考え方の下、以下の内容について改定することとします。これらの改定は、特記するものを除き、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

ア 給料表

人事院は、行政職俸給表（一）の係員級（1 級・2 級）について、採用面での競争力向上のため、初任給や若年層の俸給月額を大幅に引き上げることとし（令和 6 年 4 月 1 日実施）、係長級～本府省課長補佐級（3 級～7 級）について、各級の初号近辺の号俸をカットして俸給の最低水準を引き上げることとしています。

本府省課室長級（8 級～10 級）については、職責重視の俸給体系に見直すこととし、各級の初号の額を引き上げつつ、隣接する級間の俸給月額の重なるの解消などにより、昇格時に給料が大きく上がる体系とすることとしています。また、現行の号俸を大きくくり化することにより、各級を俸給月額の刻みの大きい簡素な号俸構成とすることとしています。

本県においても、採用面での競争力強化や職責を重視した給料体系への見直しが必要であることから、行政職給料表について、人事院が勧告した新たな俸給表に準じることを基本としつつ、地域の民間給与水準を重視し、これに一律の水準調整を行うこととします。

水準調整については、新たな給料表に移行し、給与制度のアップデートを踏まえた手当の改定を加味した給与水準が、本年の公民較差に基づく改定による給与水準と同水準であることから、本年の改定による給料表の水準調整率を維持することとします。

また、改定に当たり、3級以上の級について、新たな給料表に移行する際の号俸の切替えを国家公務員に準じて行うこととします。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うこととします。

なお、昇給制度についても、国家公務員に準じて見直すこととします。

イ 地域手当

人事院は、新たなデータを用いて支給地域等を見直すこととし、級地区分の設定について、都道府県を基本としつつ、中核的な市については、当該地域の民間賃金を反映し、都道府県とは別の級地区分を個別に設定することとしています。また、級地区分の段階は、7区分から5区分に再編成されます。これらの見直しの激変緩和措置として、段階的に支給割合の改定を行うこととしています。

本県の地域手当については、多数の職員について、全県域にわたる人事異動が予定されており、国と同じ支給地域とした場合、人事管理上支障が生じることから、県内全域を支給地域とする一方、支給割合については、国家公務員との均衡を考慮し、全県一律1.7%としているところです。

今回、人事院勧告において、制度が完成する令和10年度における県内の支給地域及び支給割合は、都道府県としての指定はなく、長野市（3%から4%）、松本市（3%から4%）、塩尻市（6%から4%）となり、現在指定されている伊那市

及び諏訪市の指定はありませんでした。段階的な実施として、令和7年度については、長野市及び松本市が3%、塩尻市5%、伊那市及び諏訪市が2%となっています。

本県においては、引き続き、県内全域を支給地域とし、支給割合については、国の支給基準で支給すると仮定した場合の加重平均の支給割合とすることとし、令和7年度の支給割合を全県一律1.6%とします。

また、県外にあっては、国家公務員に準じた支給地域及び支給割合とします。

なお、地方公務員の地域手当について、国において本年の人事院勧告を踏まえた対応を検討しているところであり、今後、国の考え方や他の都道府県の動向を注視していく必要があります。

ウ 扶養手当

人事院は、配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化、民間企業や公務の配偶者に係る手当の支給状況が減少傾向にあることを踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとしています。他方で、国全体として少子化対策を推進していることを踏まえ、子に係る扶養手当を更に充実させることが適当とし、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生じる原資を用いて子に係る支給額を13,000円に引き上げることとしています。なお、見直しは2年をかけて段階的に実施することとしています。

本県の民間の状況について、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果で見ると、配偶者に係る手当を支給する事業所は62.2%であり、配偶者に係る扶養手当の見直しを勧告した平成29年の調査結果（75.4%）から13.2ポイント減少しています。次に、職員の状況を本年の「職員給与等実態調査」の結果で見ると、配偶者に係る扶養手当を受給する職員は3,927人で職員数（22,366人）の17.6%にあたり、平成29年の調査結果（24.8%）から7.2ポイント減少しています。

本県においては、民間の約6割の事業所が配偶者に係る手当を支給している状況ではあるものの、職員の配偶者に係る扶養手当の支給状況について減少傾向が

継続していること、本県においても配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化や少子化への対応が必要なことなど、諸条件を総合的に勘案し、国家公務員に準じて改定することとします。

なお、手当の見直しは、配偶者に係る支給額が相対的に低額である行政職給料表 8 級相当の職員を除き、2 年をかけて段階的に実施します。各年度の具体的な支給額は以下のとおりです。

(単位：円)

年 度		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 以降
扶養親族				
	配偶者			
	行政職給料表 7 級以下	6,500	3,000	(支給しない)
	行政職給料表 8 級	3,500	(支給しない)	(支給しない)
子		10,000	11,500	13,000

(注) 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」には、これらに相当する職務の級を含む。

エ 通勤手当

人事院は、民間の状況を踏まえて、通勤手当の支給限度額を、新幹線等の特別料金等の額を含めて 1 か月当たり 150,000 円に引き上げ、また、この支給限度額の範囲内で、新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとしています。見直しの理由として、ライフスタイルが多様化する中で、職員が個々の事情に応じ、経済的負担にとらわれずに柔軟に通勤手段を選択できることにつながり、勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止にも資するためとしています。

本県の民間の状況を見ると、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果では、在来線利用の場合に通勤手当を支給する事業所の約 7 割、新幹線等利用の場合に通勤手当を支給する事業所の 9 割以上が全額支給又は最高支給額を通勤手当の非課税限度額（月 150,000 円）以上としています。

本県においても、個々のライフスタイルに合わせて通勤手段を選択できること

や人事異動の円滑化は重要な課題であることから、国家公務員に準じて改定することとします。

また、人事院においては、人事異動の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直すこととし、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり 30 分以上短縮されることを求める要件を廃止することとしています。

本県においても、同要件を廃止することとします。

オ 管理職員特別勤務手当

人事院は、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大することとし、現行では、午前 0 時から午前 5 時までとなっている支給対象時間帯を、午後 10 時から午前 5 時までとし、支給対象職員についても拡大することとしています。

本県においても、国家公務員に準じて改定することとします。

カ 勤勉手当の成績率

人事院は、勤勉手当の成績率について、特に高い業績を挙げた者に対して、より高い水準の処遇が可能となるよう、現在平均支給月数の 2 倍に設定している成績率の上限を、平均支給月数の 3 倍に引き上げることとしています。

本県においても、国家公務員に準じて改定することとします。

キ 特定任期付職員のボーナス制度

人事院は、特定任期付職員についても勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを付けることが適当とし、特定任期付職員のボーナスを、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当からなる構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとしています。

本県においても、国家公務員に準じて見直すこととします。

ク 定年前再任用短時間勤務職員等の給与

人事院は、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務地を異にする異動を含め全国の様々な勤務先で活躍できるよう、給与面でも更に支援するとし、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとしています。

本県においても、国家公務員に準じ、新たに地域手当（医療職給料表（1）の適用を受ける職員に特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給することとします。特地勤務手当に準ずる手当については、令和7年4月1日以降の異動等から適用します。

なお、へき地手当（準ずる手当を含む。）の支給について、へき地教育振興法の改正状況を注視していく必要があります。

8 実施の要請

人事委員会では、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するよう地方公務員法の規定に基づき勧告を行っています。

議会及び知事におかれては、勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告のとおり実施されるよう要請します。

第2 人事管理に関する課題と取組

1 人材の確保・育成・活用

(1) 人材の確保

人口減少が進む中、高度化・複雑化する行政課題に対応し、質の高い県民サービスを継続的に提供していくためには、職員の年齢構成の適正化を考慮しながら、将来を見据えて計画的に職員を採用していく必要があります。

本県の行政職員、教員及び警察官の採用試験受験者数はいずれも減少傾向にあり、官民間問わず人手不足が続く現状では、民間企業や国・他の自治体との人材獲得競争は更に厳しくなることが予想されます。また、早期退職者数は増加傾向にあります。

慢性的な人員不足により組織のパフォーマンスが低下すれば、円滑な業務遂行に支障を生じかねず、多様で有為な人材を不足なく確保することは喫緊の課題です。

このため、試験制度の見直し、給与の処遇改善、柔軟な働き方を可能とする勤務環境の整備など、就職先としての県職員の魅力向上に向け、様々な側面から取り組んでいく必要があります。

本委員会では、就職活動におけるニーズの変化に対応し、県職員への興味関心を高めるため、県職員採用ホームページをリニューアルしたほか、「X（旧Twitter）」、「YouTube」及び「note」などのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、採用試験や説明会等のこまめな情報発信に取り組んでいます。今後は、さらに大学1年次、2年次などのできるだけ早い段階から継続的に情報発信を行うなど、戦略的な広報活動により一層積極的に取り組むことが必要です。

民間企業においては、一定の要件を満たしたインターンシップで得た学生の情報を採用活動へ活用することができるようになるなど、インターンシップの重要性が高まっており、多くの学生が就職活動に当たってインターンシップに参加しています。インターンシップは、実際に就業体験を行うことで職場への理解を深め、学生が自己の

適性を把握するためにも有益なものであり、本県が実施するインターンシップにおいても、参加者の満足度を更に高めるような取組を行うことが必要です。

民間企業等における経験・専門性を有する人材や他県からの移住者など、多様な人材を積極的に誘致するため、県職員の社会人経験者を対象とした選考での行政区分における地域枠導入や東京での面接実施、教員の信州U I J ターン秋選考の導入及び警察官採用試験の一部の県外での実施など、県外在住者等が受験しやすい環境を整えています。

これまでの取組に加え、引き続き、受験者の負担軽減を図りつつ、多様で有為な人材を確保するための取組を進めていくことが必要です。

多様で有為な人材を確保するためには、給与等の処遇面での改善も必要です。

本年、人事院は、人材確保を支える給与処遇を実現するためには、潜在的志望者層にも訴求し得る給与制度とする必要があるとして、初任給の大幅な引上げを勧告しました。

本県においても志望者拡大に資する給与制度の整備は重要な課題であることから、採用市場での競争力向上に資するよう、国に準じた初任給の引上げを勧告したところです。

また、本委員会では、人材確保に当たり均衡の原則に基づいた適切な給与水準の確保が必要なことから、現在近隣県と比較して低い水準にあるへき地手当や特地勤務手当の支給率について、近隣県との均衡を考慮して検討することが必要である旨、一昨年の報告以降言及しているところです。本県の教員採用選考の受験者数が減少傾向にあることや人員配置に苦慮している状況を踏まえ、へき地地域の教育振興及び地域で活躍する職員の支援のためにも、引き続き検討していくことが必要です。

(2) 人材の育成・活用

限られた人員の中で、高度化・複雑化する行政課題に対応し、最高品質の行政サービスを提供していくため、執務や研修、自己研鑽を通じて職員を育成し、能力を最大

限に伸ばしていくことが必要です。また、職員が成長できる魅力ある職場をすることで、有為な人材の確保にもつながります。知事部局においては、「長野県職員育成基本方針」に基づき、キャリア開発のための研修や各種学びの支援が行われていますが、引き続き、職員が自律的にキャリアを形成し、主体的に学び、スキルアップできる環境を整備することや、部下職員の成長を支援する管理監督職員のマネジメント力向上に取り組むことが必要です。

職員の成長を促すためには、職員の従事した職務や達成した成果を適切に評価し、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、納得性のある人事評価を行い、その結果や根拠を適切にフィードバックすることも必要です。

また、知事部局では、組織風土改革「かえるプロジェクト」の提案を踏まえ、組織ミッションの浸透による仕事の目的・意義の共有や専門性を高める人事制度の導入などに取り組んでおり、職員がやりがいを実感し、明るく楽しく前向きに仕事ができる組織を目指すことが必要です。

本年度から定年の段階的引上げの実質的な運用が始まっています。任命権者においては、高齢層職員が自身の培った知識や経験を生かし、高いモチベーションを維持して働いていけるような人事管理や職場環境を整備することが必要です。

女性職員の活躍推進については、研修の実施など、自身のキャリアプランを主体的に考える機会を提供しながら、能力に応じた登用を進めるとともに、全ての職員が仕事と生活を両立しながらキャリアを重ねられる職場環境づくりに一層取り組むことが必要です。

また、障がい者の採用や活躍の場の拡大も重要な課題です。法定雇用率の段階的な引上げも見据えて、県組織においても計画的に採用を進めるとともに、障がいの特性に応じてその能力が十分に発揮されるよう、合理的配慮により職場への定着や活躍の場の拡大に努めることが必要です。

会計年度任用職員の勤務条件のうち、給与については、類似の職務に従事する常勤職員との均衡を図り、休暇については国の状況等を踏まえて必要な措置を講じるよう任命権者において取り組んでいるところです。引き続き国や他の都道府県の動向を注視しながら、多様な人材が活躍できる勤務条件を整備していく必要があります。

2 良好な勤務環境の整備等

職員の能力を最大限に生かすことができる良好な勤務環境を整備するためには、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりや県の職場の魅力向上が必要です。このためには、上司と部下が適切にコミュニケーションを取りながら相談や情報共有を行い、風通しが良く仕事がしやすい職場づくりを進める必要があります。

(1) 長時間労働の是正

長時間の時間外勤務は、職員の健康確保や業務能率を阻害するものであるため、引き続き、時間外勤務の縮減に取り組む必要があります。

時間外勤務の縮減に当たっては、管理監督職員の的確なマネジメントにより、部下職員の業務管理等や時間外勤務の事前命令の徹底を通じて、適正な勤務時間管理を行う必要があります。

また、組織全体として業務の縮減・合理化に取り組み、時間外勤務もやむを得ないとする職場風土や職員の意識の切替えが求められます。それでもなお改善が見られない場合には、任命権者において業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の確保に努める必要があります。

特に、長時間労働の是正については、人事委員会規則において時間外勤務の上限を定めており、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命ずる場合は、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うこととしています。

令和5年度において、任命権者が行った当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証についての報告を本委員会で取りまとめたところ、上限時間を超えて時間外勤務を行った主な要因として、災害への対応や予算編成などに係る業務が挙げられており、限られた人員の中で業務が集中したことや所属全体が多忙であったことなどが要因として挙げられています。

大規模災害への対処等の公務の運営上やむを得ない業務で任命権者が認める場合は特例業務として上限時間を超えて時間外勤務を命ずることができることとされていますが、特例業務の範囲については、その趣旨や職員の心身の負担を考慮し、厳格に運用することが必要です。また、長時間勤務を行った職員の健康を確保するため、医師による面接指導が確実に行われることが必要です。

本委員会は労働基準監督機関として、引き続き上限時間を超えた時間外勤務の状況を把握しながら、対象事業所に対する指導に一層努めていきます。

教員について、学校における課題が多様化・複雑化する中、業務の多忙化による長時間労働が問題となっています。教員の負担を軽減し、長時間労働を是正することは、教員の健康確保や教育活動の質の向上、さらに教員志望者の確保にもつながる重要な課題です。教育委員会においては、「学校における働き方改革推進のための方策」に基づき取組を行っているところですが、学校・教師が担う業務の適正化など、一層の働き方改革に取り組み、教員が子どもと向き合う時間を確保し、高度な専門性を発揮できる環境整備に取り組むことが必要です。

(2) 柔軟な働き方の推進

職員のライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、個々の職員の希望や事情を尊重した柔軟な働き方を可能とする環境整備が求められています。本県においては、これまで時差勤務やテレワークなど、時間や場所を有効に活用する制度を導入してきているところですが、国においては、令和5年4月からフレックスタイム制の柔軟化を行い、来年4月からは、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とするなど、一層の働き方の柔軟化を

進めています。こうした状況を踏まえ、より多様な働き方を可能とするため、また職場の魅力向上といった観点から、本県においてもフレックスタイム制の導入を進めていく必要があります。柔軟な働き方の推進に当たっては、制度が積極的に活用されるよう、職員への周知や手続に係る事務負担の軽減、利用しやすい雰囲気の醸成等、環境の整備が必要です。

(3) 仕事と生活の両立支援

育児や介護を行う職員が、仕事と生活を両立し、能力を十分に発揮できる環境を整備することは重要な課題です。

人事院は、本年5月に成立した民間育児・介護休業法等の一部改正法を踏まえて、国家公務員についても、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化のための措置の実現を図ることとしました。具体的には、育児時間の取得パターンの多様化や超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し等が掲げられており、本県においても、民間労働法制と国の改正内容を踏まえて措置を検討することが必要です。

仕事と生活の両立支援制度については、子育てや介護を行う職員を支援する累次の改正を行ってきているところですが、職員がこれらの両立支援制度を気兼ねなく活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備、業務の割り振りや代替職員の確保に努めるとともに、制度を活用する職員を職場全体でサポートする意識の醸成を図ることが必要です。

また、男性の育児参加については、男性の育児休業取得率の政府目標の引上げも踏まえ、本県においても一層の取組が必要とされているところです。知事部局においては、「長野県職員いきいき活躍推進プラン」において、男性職員の育児休業等取得率について、令和7年度に1か月以上100%を目標に掲げているところ、令和5年度の取得率は72.3%と前年の37.0%から増加し、取組の成果が上がっているところです。引き続き、職員が当たり前に必要な期間の育児休業等を取得し、子育てを主体的に行っていける環境整備に取り組んでいくことが必要です。

(4) 健康づくりの推進

任命権者から報告のあった令和5年度の休職処分を集計したところ、病気・事故等による休職者数は183名で、令和4年度の143名から増加し、このうち心の健康の問題による者も136名（病気・事故等による休職者に占める割合74.3%）で、令和4年度の113名（同79.0%）から増加しています。任命権者においては、休職者数が増加した要因を分析し、対策につなげるとともに、引き続きストレスチェックの結果を活用して職場環境の改善を行うなど、メンタルヘルス不調の未然防止や不調者の早期発見・早期対処、長期療養者の職場復帰支援・再発防止の取組を進めていくことが必要です。

(5) コンプライアンスの推進とハラスメントの防止

県民の信頼や期待に応えるためには、職員が高い倫理観を持って職務に取り組むことが求められます。しかしながら、依然として飲酒運転、わいせつ行為などの不祥事や不適切な事務処理など、県政への信頼を損なう事案が発生しています。任命権者においては、再発防止の取組の実施、法令遵守と服務規律の確保の徹底に努め、コンプライアンスを一層推進する必要があります。

職場等におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を害するとともに、公務能率の低下を招くものです。任命権者においては、ハラスメントの防止要綱に基づいて相談窓口の設置や研修等の対策を実施しているところですが、全ての職員がハラスメントに対する理解と共通認識を持ち、その防止に努めるよう、意識啓発による未然防止、事案が生じた場合には適切に対処する環境の確保に取り組み、ハラスメントのない明るく働きやすい職場環境づくりを進めることが必要です。

また、いわゆるカスタマーハラスメントについて社会的な関心が高まっています。カスタマーハラスメントの対応は職員に大きな負担がかかることから、任命権者においては、県民からの信頼を保持しつつ、職員からの相談に応じて適切に対応するなど、職員を保護する取組を進める必要があります。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告します。

I 令和 6 年 4 月の民間給与との比較による給与改定

1 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 370,400 円とすること。

イ 教育職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 51,600 円とすること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 6 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当の支給割合を 0.7125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6125 月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び任期付研究員

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.5 月分とすること。

(イ) 特定幹部職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員にあっては、6 月及び 12 月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.6 月分とすること。

(ウ) 任期付研究員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725 月分とすること。

(3) 寒冷地手当

寒冷地手当の支給月額を、職員の世帯等の区分に応じ次の表に掲げる額とすること。

	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
月額	19,800 円	11,400 円	8,200 円

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

1 給料表

I の 1 による改定後の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 3 の切替要領によること。

2 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員の昇給は、一般職の職員の給与に関する条例第 8 条第 1 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。

3 諸手当

(1) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の

最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第 15 条第 2 項の規定により加算される前の額) を 1 人につき 13,000 円とすること。

(2) 地域手当

地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- ア 1 級地 100 分の 20
- イ 2 級地 100 分の 16
- ウ 3 級地 100 分の 12
- エ 4 級地 100 分の 8
- オ 5 級地 100 分の 4
- カ 6 級地 100 分の 1.6

(3) 通勤手当

ア 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

イ 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。

(4) 管理職員特別勤務手当

ア 管理監督職員等が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後

10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アによる管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会が定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会が定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とすること。

(5) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当

特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当については、次のとおりとすること。

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

ウ 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(6) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対して、一般職の職員の給与に関する条例第17条の4の規定による地域手当、住居手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの2の(2)のイ、Ⅱ及びⅢの2については令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会が定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額(扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項の規定により加算される前の額)を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会が定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会が定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1) 及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(写)

6 コ行第139号
令和6年(2024年)12月3日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和5年度長野県内部統制評価報告書について

このことについて、地方自治法第150条第6項の規定により、令和5年度長野県内部統制評価報告書審査意見書を添えて、別紙のとおり報告します。

(別紙は掲載を省略する)

(写)

6 監査第55号
令和 6 年（2024年）11月29日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県監査委員	増 田 隆 志
同	青 木 孝 子
同	柄 澤 千恵子
同	依 田 明 善

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 6 年 2 月 7 日から令和 6 年11月20日までの間に 354 機関について監査しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

（別冊は掲載を省略する）

(写)

6人委第248号
令和6年(2024年)11月28日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

意見聴取について（令和6年11月28日付け6議議第84号に対する回答）

下記の条例案については、異存ありません。

記

第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第10号 病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部
を改正する条例案

発言通告者一覧表（一般質問・質疑）

＝ 6 ・ 1 1 定例会 ＝

発言順位	氏 名	所属党派・議席	発言割当時間	発言の要旨
1	依 田 明 善	(自民党・43)	22分	県政一般について
2	小 山 仁 志	(新政団・27)	10分	県政一般について
3	林 和 明	(改革信・3)	15分	県政一般について
4	両 角 友 成	(共産党・38)	14分	県政一般について
5	小 林 陽 子	(改革信・2)	13分	県政一般について
6	佐 藤 千 枝	(改革信・10)	13分	県政一般について
7	川 上 信 彦	(公明党・25)	13分	県政一般について
8	丸 山 寿 子	(改革信・11)	12分	県政一般について
9	竹 内 正 美	(自民党・28)	22分	県政一般について
10	望 月 義 寿	(改革信・22)	10分	県政一般について
11	竹 村 直 子	(改革信・1)	11分	県政一般について
12	百 瀬 智 之	(新政団・26)	10分	県政一般について
13	小 林 君 男	(無所属・12)	8分	県政一般について
14	清 水 正 康	(新政団・16)	10分	県政一般について
15	大 井 岳 夫	(自民党・19)	22分	県政一般について
16	小 林 あ や	(新政団・15)	9分	県政一般について
17	奥 村 健 仁	(新政団・6)	9分	県政一般について
18	和 田 明 子	(共産党・48)	14分	県政一般について
19	グレート無茶	(新政団・5)	9分	県政一般について
20	青 木 崇	(自民党・7)	22分	県政一般について
21	早 川 大 地	(自民党・9)	22分	県政一般について
22	勝 山 秀 夫	(公明党・4)	10分	県政一般について
23	毛 利 栄 子	(共産党・47)	15分	県政一般について
24	中 川 博 司	(改革信・37)	12分	県政一般について
25	勝 野 智 行	(公明党・13)	10分	県政一般について
26	垣 内 将 邦	(自民党・8)	22分	県政一般について
27	向 山 賢 悟	(自民党・17)	22分	県政一般について
28	清 水 純 子	(公明党・39)	10分	県政一般について
29	宮 下 克 彦	(自民党・29)	22分	県政一般について
30	埋 橋 茂 人	(改革信・35)	13分	県政一般について

令和6年11月定例会

陳 情 文 書 表

受理番号	陳 情 の 要 旨	陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名	受 理 年 月 日	付 託 委 員 会
陳第 328号	国道418号の改良整備促進について	国道418号整備促進期成同盟会 会長 天龍村長 永嶺 誠一	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 329号	長野・愛知県境地域の道路整備について	愛知・長野県境域開発協議会 会長 豊根村長 伊藤 浩亘	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 330号	主要地方道阿南根羽線の整備促進について	主要地方道阿南根羽線改良促進期成同盟会 会長 根羽村長 大久保 憲一	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 331号	公共土木事業の整備促進について	阿南町長 勝野 一成 外1名	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 332号	一般国道418号の改良整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 333号	主要地方道飯田富山佐久間線の改良整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 334号	主要地方道天竜公園阿智線の改良促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 335号	主要地方道下条米川飯田線の改良促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 336号	主要地方道阿南根羽線の改良促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 337号	一般県道深沢阿南線の道路防災対策事業の整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議員会 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設

陳1

陳第 338号	一般県道大平山松葉線の拡幅改良整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 339号	南部地域とリニア中央新幹線長野駅間のアクセス道路整備促進について	長野県下伊那郡南部地区議 会長 串原 稔博	6. 10. 11	危機管理建設
陳第 340号	森林造成（整備）事業の促進について	長野県下伊那郡南部地区議 会長 串原 稔博	6. 10. 11	農政林務
陳第 341号	地域公共交通対策の推進について	長野県下伊那郡南部地区議 会長 串原 稔博	6. 10. 11	総務企画警察
陳第 342号	長野県立阿南病院の医師確保等について	長野県下伊那郡南部地区議 会長 串原 稔博	6. 10. 11	県民文化健康福祉
陳第 343号	長野県阿南高等学校の存続について	長野県下伊那郡南部地区議 会長 串原 稔博	6. 10. 11	環境文教
陳第 344号	支障木伐採による安全の確保と美しい景観の創出について	長野県木曽郡町村議会議長 会長 永井 嘉男	6. 10. 17	危機管理建設
陳第 345号	空き家対策に関する支援の充実強化について	長野県木曽郡町村議会議長 会長 永井 嘉男	6. 10. 17	危機管理建設
陳第 346号	木曽地域における外国人観光客の受け入れ態勢の整備について	長野県木曽郡町村議会議長 会長 永井 嘉男	6. 10. 17	産業観光企業
陳第 347号	木曽地域における電車・バス利用時のキャッシュレス化の整備促進について	長野県木曽郡町村議会議長 会長 永井 嘉男	6. 10. 17	総務企画警察
陳第 348号	木曽地域における農泊施設の整備促進について	長野県木曽郡町村議会議長 会長 永井 嘉男	6. 10. 17	農政林務
陳第 349号	少子化による学校統合の教育課題について	長野県木曽郡町村議会議長 会長 永井 嘉男	6. 10. 17	環境文教

陳 2

陳第 350号	木曽地域の防災強靱化について	長野県木曽郡町村議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	危機管理建設
陳第 351号	木曽地域の道路交通網の整備と木曽川の治水について	長野県木曽郡町村議会議長会 会長 永井 嘉男	6.10.17	危機管理建設
陳第 352号	特別支援教育の充実について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 353号	教員業務支援員の配置について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 354号	木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 355号	中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関する保障の確保について	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 356号	木曽郡の魅力ある高校づくりについて	木曽郡木曽町福島5814-1 木曽郡教育関係七団体連絡協議会 議長 鎌田 和紀	6.10.24	環境文教
陳第 357号	国道153号における交通安全対策と防災道路機能強化への取り組みについて	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6.10.30	危機管理建設
陳第 358号	国道153号飯田南バイパスの早期開通について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6.10.30	危機管理建設
陳第 359号	国道256号の改良整備と継続的な維持管理について	下伊那郡西部村議会議員会 会長 吉田 哲也	6.10.30	危機管理建設

陳 3

陳第 360号	国道418号の改良整備の充実について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 361号	中央自動車道西宮線園原インターチェンジのフル規格化について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 362号	主要地方道の改良促進等について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 363号	主要地方道園原インター線橋梁の拡幅改良整備促進と継続的な維持管理について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 364号	県道田中乱橋線の早期改良整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 365号	県道園原清内路線の計画的な改良と整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 366号	県道富士見台公園線、弁天橋への歩道設置について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 367号	県道への横断歩道設置について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	総務企画警察
陳第 368号	県道、国道256号にかかる樹木の伐採促進について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 369号	森林や樹木管理の必要性の県民啓発について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 370号	豪雨災害に備える早急な河川整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 371号	一級河川の整備促進について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設

陳 4

陳第 372号	上村川・平谷川の整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 373号	急傾斜地崩壊対策及び土石流対策の整備促進について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 374号	河畔林整備事業の促進について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	危機管理建設
陳第 375号	森林路網整備について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 376号	有害鳥獣対策の充実について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 377号	獣害（熊）対策について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 378号	弓の又林道の維持管理への支援について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	農政林務
陳第 379号	小規模小学校、中学校への教育支援について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	環境文教
陳第 380号	消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	環境文教
陳第 381号	県立高等学校における学びのDX推進とタブレット端末の県費補助について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	環境文教
陳第 382号	地域経済活性化に向けた資金繰り支援策について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	産業観光企業
陳第 383号	地域経済活性化に向けた観光支援策について	下伊那郡西部村議会 会長 吉田 哲也	6. 10. 30	産業観光企業

陳 5

陳第 384号	東御市の河川及び砂防事業の推進について	東御市長 花岡 利夫	6. 10. 31	危 機 管 理 建 設
陳第 385号	上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について	東部湯の丸インター関連道路網整備促進期成同盟会 会長 花岡 利夫	6. 10. 31	危 機 管 理 建 設
陳第 386号	県道新田松本バイパスの古見区間の早期完成について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危 機 管 理 建 設
陳第 387号	生坂村に係る国道・県道の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危 機 管 理 建 設
陳第 388号	国道403号下井堀地区から下田地区、本町から明治町間の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危 機 管 理 建 設
陳第 389号	歩道整備事業（一般県道新田松本線）の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危 機 管 理 建 設
陳第 390号	筑北村に係る国道・県道の整備促進について	東筑摩郡筑北村西条4195 長野県東筑摩郡村議会議長会 会長 鎌田 欣子	6. 11. 1	危 機 管 理 建 設
陳第 391号	道路等整備の推進について	長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会 会長 飯山市議会議長 渋川 芳三	6. 11. 8	危 機 管 理 建 設
陳第 392号	道路除雪事業の充実及び克雪住宅普及促進事業補助金の継続と拡充について	長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会 会長 飯山市議会議長 渋川 芳三	6. 11. 8	危 機 管 理 建 設
陳第 393号	災害に備えた公共事業の推進について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6. 11. 8	危 機 管 理 建 設
陳第 394号	防災・減災対策等の強化について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6. 11. 8	危 機 管 理 建 設

陳 6

陳第 395号	防災力向上のための財政支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 396号	住民の安全・安心な暮らしについて	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 397号	行政対象暴力に対する適切な措置について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 398号	地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 399号	少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 400号	学校給食費無償化などの支援策について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境文教
陳第 401号	町村財政基盤の強化について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 402号	地域公共交通対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 403号	教育環境の整備について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境文教
陳第 404号	フリースクール等民間施設に対する経済的支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 405号	公立社会教育施設の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業観光企業
陳第 406号	情報化施策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 407号	人権の擁護について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 408号	地域医療・保健体制の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 409号	感染症等予防対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 410号	社会福祉制度の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 411号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	県民文化健康福祉

陳 7

陳第 412号	環境保全対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境	文教
陳第 413号	県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理	建設
陳第 414号	地域経済活性化対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業観光	企業
陳第 415号	農林業の6次産業化による地域経済の活性化について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農政	林務
陳第 416号	グリーン（脱炭素化）社会の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	環境	文教
陳第 417号	農業・農村対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農政	林務
陳第 418号	野生鳥獣被害対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農政	林務
陳第 419号	野生鳥獣被害対策の拡充について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農政	林務
陳第 420号	森林・林業対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	農政	林務
陳第 421号	産業人材確保の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業観光	企業
陳第 422号	観光振興対策の推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	産業観光	企業
陳第 423号	リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに 対する財政支援について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理	建設
陳第 424号	信州まつもと空港による観光地づくりの推進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画	警察
陳第 425号	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実 について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理	建設
陳第 426号	河川の整備促進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理	建設
陳第 427号	砂防施設の整備促進について	長野県町村会	会長	羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理	建設

陳 8

陳第 428号	住宅等の耐震化の促進について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 429号	空き家対策に対する総合的な支援策の充実について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 430号	冬期交通の確保について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	危機管理建設
陳第 431号	地籍調査事業の推進について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	農政林務
陳第 432号	水道施設整備の推進について	長野県町村会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	環境文教
陳第 433号	災害に備えた公共事業の推進について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 434号	防災・減災対策等の強化について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 435号	防災力向上のための財政支援について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 436号	住民の安全・安心な暮らしについて	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 437号	行政対象暴力に対する適切な措置について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 438号	地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる推進について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 439号	少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 440号	学校給食食費無償化などの支援策について	長野県町村協議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教

陳 9

陳第 441号	町村財政基盤の強化について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 442号	地域公共交通対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 443号	教育環境の整備について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教
陳第 444号	フリースクール等民間施設に対する経済的支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 445号	公立社会教育施設の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 446号	情報化施策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 447号	人権の擁護について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 448号	地域医療・保健体制の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 449号	感染症等予防対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 450号	社会福祉制度の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 451号	発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	県民文化健康福祉
陳第 452号	環境保全対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教

陳10

陳第 453号	県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 454号	地域経済活性化対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 455号	農林業の6次産業化による地域経済の活性化について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 456号	グリーン（脱炭素化）社会の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教
陳第 457号	農業・農村対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 458号	野生鳥獣被害対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 459号	野生鳥獣被害対策の拡充について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 460号	森林・林業対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 461号	産業人材確保の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 462号	観光振興対策の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	産業観光企業
陳第 463号	リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに 対する財政支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 464号	信州まつもと空港による観光地づくりの推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察

陳11

陳第 465号	道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 466号	河川の整備促進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 467号	砂防施設の整備促進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 468号	住宅等の耐震化の促進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 469号	空き家対策に対する総合的な支援策の充実について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 470号	冬期交通の確保について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	危機管理建設
陳第 471号	地籍調査事業の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	農政林務
陳第 472号	水道施設整備の推進について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	環境文教
陳第 473号	災害に備えた公共事業の財政支援について	長野県町村議会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 474号	避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について	長野県町村議会 会長 羽田 健一郎	6.11. 8	総務企画警察
陳第 475号	災害に備えた公共事業の財政支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察
陳第 476号	避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎に対する財政支援について	長野県町村議会議長会 会長 下出 謙介	6.11. 8	総務企画警察

陳12

陳第 477号	上信自動車道の建設促進について	上信自動車道建設促進期成同盟会 会長 小淵 優子	6. 11. 22	危機管理建設
陳第 478号	木曽郡の医療充実に向けての支援について	木曽郡町村会 会長 向井 裕明	6. 11. 27	県民文化健康福祉
陳第 481号	県消費生活センターの集約に反対することについて	長野市妻科432 長野県弁護士会 会長 山崎 勝巳	6. 12. 3	県民文化健康福祉

陳13

(写)

陳 情 取 下 願

令和 6 年10月23日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

木曽郡木曽町福島5814-1

木曽郡教育関係七団体連絡協議会

議長 高 橋 龍 輔

令和 5 年11月 6 日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 95 号 特別支援教育の支援充実について

陳第 96 号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について

陳第 97 号 木曽郡の実情に合わせた魅力ある高校づくりについて

陳第 98 号 中学校部活動の地域移行のあり方について

陳第 99 号 教員業務支援員の配置について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和 6 年11月 7 日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村会

会長 羽 田 健一郎

令和 5 年11月10日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 137 号 教育環境の整備について

陳第 144 号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年11月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村議会議長会

会長 下 出 謙 介

令和5年11月10日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 171 号 教育環境の整備について

陳第 178 号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児童福祉制度等の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年11月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村会

会長 羽 田 健一郎

令和6年4月1日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 230 号 社会教育施設の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和6年11月7日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

長野県町村議会議長会

会長 下 出 謙 介

令和6年4月1日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 231 号 社会教育施設の充実について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

(写)

陳 情 取 下 願

令和 6 年11月26日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

陳 情 者

木曽郡町村会

会長 向 井 裕 明

令和 5 年 9 月 6 日付けで提出しました次の陳情を、下記の理由により、取り下げたいので、許可してください。

陳第 34 号 木曽郡の医療充実に向けての支援について

記

取下げの理由 諸般の状況を勘案し、改めて提出するため。

決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年12月6日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

決算特別委員長 清 水 正 康

次の決算は、原案可決及び認定すべきものと決定しました。

第 16 号 令和5年度長野県一般会計及び特別会計の決算の認定について
(令和6年9月定例会付託)

第 17 号 令和5年度長野県企業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
(令和6年9月定例会付託)

県民文化健康福祉委員会審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 県民文化健康福祉委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 2 款 総 務 費

第 9 項 生活文化費

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 2 号 令和 6 年度長野県総合リハビリテーション事業会計補正予算（第 1 号）
案

第 7 号 長野県消費生活条例の一部を改正する条例案

第 8 号 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

第 12 号 指定管理者の指定について

第 13 号 公立大学法人長野県立大学定款の変更について

第 14 号 地方独立行政法人長野県立病院機構第 4 期中期目標の制定について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 342号 長野県立阿南病院の医師確保等について
- 陳第 396号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 399号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 404号 フリースクール等民間施設に対する経済的支援について
- 陳第 407号 人権の擁護について
- 陳第 408号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 409号 感染症等予防対策の推進について
- 陳第 436号 住民の安全・安心な暮らしについて
- 陳第 439号 少子化対策の推進と地方の取組への財政支援について
- 陳第 444号 フリースクール等民間施設に対する経済的支援について
- 陳第 447号 人権の擁護について
- 陳第 448号 地域医療・保健体制の充実について
- 陳第 449号 感染症等予防対策の推進について

県民文化健康福祉委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

次の陳情は、下記の理由により、不採択とすべきものと決定しました。

陳第 481号 県消費生活センターの集約に反対することについて

記

不採択の理由

陳情の趣旨には沿えないため。

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

県民文化健康福祉委員長 小 山 仁 志

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 9号 沖縄戦戦没者の遺骨混入土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書提出について
- 請第 11号 訪問介護基本報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書提出について

- 陳第 5号 妊婦歯科健康診査及び成人歯周病検診における県内市町村間相互乗入れ制度の整備について
- 陳第 7号 福祉医療費給付事業窓口無料化の障がい者への拡大について

- 陳第 37号 保育士確保の一体的・広域的な取組みについて
- 陳第 42号 埋蔵文化財（出土品）の保管について
- 陳第 45号 重症心身障がい児（者）及び医療的ケアが必要な障がい児（者）への支援体制の拡充について

- 陳第 54号 子ども医療費完全無料化について
- 陳第 120号 不妊治療に関する支援の強化について
- 陳第 122号 国民健康保険料（税）の軽減拡大について
- 陳第 123号 長野県福祉医療費制度の拡大について
- 陳第 232号 育休退園制度廃止を求めることについて
- 陳第 239号 精神障がい者の福祉医療費給付事業における県補助の対象範囲拡大について

- 陳第 242号 在宅酸素等電子医療機器利用者に対する非常用電源設置等助成について

- 陳第 244号 妊婦一般健康診査の結果提供体制の整備について
- 陳第 247号 医療的ケア児等総合支援事業の補助金交付対象の拡充について

- 陳第 248号 長野県地域福祉総合助成金交付事業における心身障がい
児（者）タイムケア事業の基準額の見直しについて
- 陳第 274号 母子生活支援施設の整備等に対する県の財政支援につい
て
- 陳第 278号 福祉医療給付事業窓口無料化の障がい者への拡大につい
て
- 陳第 282号 障がい者の自立促進のための農福連携の推進について
- 陳第 325号 高齢者等の交通弱者の移動支援について
- 陳第 410号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 411号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児
童福祉制度等の充実について
- 陳第 450号 社会福祉制度の充実について
- 陳第 451号 発達障がい児（者）の支援体制の強化及び保育制度・児
童福祉制度等の充実について
- 陳第 478号 木曽郡の医療充実に向けての支援について

- (1) 県民生活及び芸術文化について
- (2) 次世代育成支援について
- (3) 私学振興対策について
- (4) 社会福祉の充実について
- (5) 医療対策について
- (6) 公衆衛生対策について

- 2 継続審査及び調査を必要とする理由
- なお慎重に審査及び調査を要するため。

産 業 観 光 企 業 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 6 年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 産業観光企業委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 5 款 労 働 費

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 9 号 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する
条例の一部を改正する条例案

第 15 号 指定管理者の指定について

第 16 号 指定管理者の指定について

第 17 号 指定管理者の指定について

第 18 号 指定管理者の指定について

第 19 号 指定管理者の指定について

産業観光企業委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 346号 木曽地域における外国人観光客の受け入れ態勢の整備について
- 陳第 382号 地域経済活性化に向けた資金繰り支援策について
- 陳第 383号 地域経済活性化に向けた観光支援策について
- 陳第 414号 地域経済活性化対策の推進について
- 陳第 421号 産業人材確保の推進について
- 陳第 422号 観光振興対策の推進について
- 陳第 454号 地域経済活性化対策の推進について
- 陳第 461号 産業人材確保の推進について
- 陳第 462号 観光振興対策の推進について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

産業観光企業委員長 宮 下 克 彦

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 4号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書
提出について

陳第 275号 令和10年（2028年）第82回国民スポーツ大会・第27回全
国障害者スポーツ大会に係る財政的支援の拡充について

陳第 405号 公立社会教育施設の充実について

陳第 445号 公立社会教育施設の充実について

- (1) 商業及び工業の振興について
- (2) 雇用、人材育成について
- (3) 労働対策について
- (4) 観光の振興について
- (5) スポーツの振興について
- (6) 公営企業の管理運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。

環 境 文 教 委 員 会 審 査 報 告 書

令和 6 年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 環境文教委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 「第 1 表 歳入歳出予算補正」中

歳 出 第 11 款 教 育 費

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 28 号 小諸義塾高等学校（仮称）新棟ほか建築工事請負契約の締結について

第 29 号 小諸義塾高等学校（仮称）大体育館ほか建設工事請負契約の締結について

環境文教委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 400号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 412号 環境保全対策の推進について
- 陳第 416号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 432号 水道施設整備の推進について
- 陳第 440号 学校給食費無償化などの支援策について
- 陳第 452号 環境保全対策の推進について
- 陳第 456号 グリーン（脱炭素化）社会の推進について
- 陳第 472号 水道施設整備の推進について

閉会中継続審査及び調査申出書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

環境文教委員長 花 岡 賢 一

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 陳第 21 号 生徒会等役員選任において、生活困難世帯の生徒に対し、負担軽減を求めることについて
- 陳第 40 号 代替講師不足への柔軟な対応について
- 陳第 63 号 専科教員の配置および教育体制の支援強化について
- 陳第 64 号 学校司書配置のための県費支援事業の創設について
- 陳第 65 号 運動部活動の地域移行に係る支援について
- 陳第 66 号 県内町村の学校給食無償化のための財政支援について
- 陳第 67 号 学級編制に関することについて
- 陳第 93 号 木曽谷の教育振興について
- 陳第 124 号 児童生徒に寄り添った教育環境の充実について
- 陳第 125 号 義務教育における教育環境の充実について
- 陳第 127 号 県立高校一人1台タブレット端末の公費導入を求めることについて
- 陳第 233 号 登校支援に係る加配教員の配置拡充について
- 陳第 234 号 欠員対策のための教員配置事業におけるサポートに入る教員の増員について
- 陳第 235 号 市町村教育委員会主催の県費教職員を対象とする研修に要する費用について
- 陳第 236 号 スクールソーシャルワーカーの拡充について
- 陳第 291 号 公立高校が魅力的で、特色ある学校づくりを進めるとともに、一人でも多くの生徒が希望する進路を実現できるようにするための支援を求めることについて
- 陳第 294 号 大町市の学校再編について
- 陳第 295 号 高校募集定員・高校再編・高校入試制度改革について
- 陳第 296 号 特別支援教育の充実について

- 陳第 297 号 へき地手当支給率の改善について
- 陳第 298 号 臨時的任用職員・任期付採用職員・再任用職員・定年延長職員・会計年度任用職員について
- 陳第 299 号 定数内臨時的任用職員の解消及び教職員数の増員について
- 陳第 300 号 部活動と小学校の課外活動について
- 陳第 301 号 教職員のなり手不足及び過酷な労働条件（ブラック化）改善のための業務軽減や日課等の柔軟性について
- 陳第 303 号 30 人規模学級の継続について
- 陳第 304 号 日本語指導・外国籍等児童・生徒支援指導の充実について
- 陳第 305 号 不適応・不登校児童・生徒への支援充実について
- 陳第 306 号 宿泊行事に関する人材確保について
- 陳第 307 号 教育予算の確保について
- 陳第 308 号 全国学力・学習状況調査等の扱いについて
- 陳第 309 号 学校における感染症対策について
- 陳第 310 号 学校自己評価制度について
- 陳第 311 号 学校における働き方改革について
- 陳第 313 号 教員の人事異動・任用について
- 陳第 314 号 主幹指導主事訪問の内容変更にかかわる確認事項について
- 陳第 315 号 教職員の生活について
- 陳第 324 号 小中学校給食費への財政支援について
- 陳第 343 号 長野県阿南高等学校の存続について
- 陳第 349 号 少子化による学校統合の教育課題について
- 陳第 352 号 特別支援教育の充実について
- 陳第 353 号 教員業務支援員の配置について
- 陳第 354 号 木曽の児童生徒が教育的不利にならないための対応について
- 陳第 355 号 中学校部活動の地域移行に伴う人的・環境整備等に関わる保障の確保について
- 陳第 356 号 木曽郡の魅力ある高校づくりについて
- 陳第 379 号 小規模小学校、中学校への教育支援について
- 陳第 380 号 消滅可能性自治体論議と高校再編の考え方について
- 陳第 381 号 県立高等学校における学びのD X推進とタブレット端末の県費補助について
- 陳第 403 号 教育環境の整備について
- 陳第 443 号 教育環境の整備について

- (1) 環境の保全対策について
- (2) 廃棄物対策について
- (3) 学力の向上について
- (4) 児童・生徒の健全育成について
- (5) 中等教育の改善充実について
- (6) 教育環境の整備充実について
- (7) 人権教育及び特別支援教育の充実について
- (8) 生涯学習の振興について
- (9) 教育機関の運営について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

危機管理建設委員会審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設副委員長 竹 村 直 子

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 危機管理建設委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 3 条 「第 3 表 債務負担行為補正」中の一部

第 21 号 道路上の事故による損害賠償請求事件に係る和解について

第 22 号 一般国道141号道路改築工事（浅蓼大橋 2 工区）請負契約の締結について

第 23 号 主要地方道長野菅平線道路改築工事（菅平下）変更請負契約の締結について

第 24 号 一般県道市ノ沢山吹停車場線道路改築工事（新万年橋）変更請負契約の締結について

第 25 号 一級河川諏訪湖河川改修工事（釜口水門）変更請負契約の締結について

第 26 号 一級河川黒沢川河川改修工事（調節池整備）変更請負契約の締結について

第 27 号 県営住宅常盤上一団地 3 号棟建築工事変更請負契約の締結について

危機管理建設委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設副委員長 竹 村 直 子

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 328号 国道418号の改良整備促進について
- 陳第 329号 長野・愛知県境地域の道路整備について
- 陳第 330号 主要地方道阿南根羽線の整備促進について
- 陳第 331号 公共土木事業の整備促進について
- 陳第 332号 一般国道418号の改良整備促進について
- 陳第 333号 主要地方道飯田富山佐久間線の改良整備促進について
- 陳第 334号 主要地方道天竜公園阿智線の改良促進について
- 陳第 335号 主要地方道下条米川飯田線の改良促進について
- 陳第 336号 主要地方道阿南根羽線の改良促進について
- 陳第 337号 一般県道深沢阿南線の道路防災対策事業の整備促進について
- 陳第 338号 一般県道大平山松葉線の拡幅改良整備促進について
- 陳第 339号 南部地域とリニア中央新幹線長野県駅間のアクセス道路整備促進について
- 陳第 344号 支障木伐採による安全の確保と美しい景観の創出について
- 陳第 345号 空き家対策に関する支援の充実強化について
- 陳第 350号 木曽地域の防災強靱化について
- 陳第 351号 木曽地域の道路交通網の整備と木曽川の治水について
- 陳第 357号 国道153号における交通安全対策と防災道路機能強化への取り組みについて
- 陳第 358号 国道153号飯田南バイパスの早期開通について
- 陳第 359号 国道256号の改良整備と継続的な維持管理について
- 陳第 360号 国道418号の改良整備の充実について

- 陳第 361号 中央自動車道西宮線園原インターチェンジのフル規格化について
- 陳第 362号 主要地方道の改良促進等について
- 陳第 363号 主要地方道園原インター線橋梁の拡幅改良整備促進と継続的な維持管理について
- 陳第 364号 県道田中乱橋線の早期改良整備について
- 陳第 365号 県道園原清内路線の計画的な改良と整備について
- 陳第 366号 県道富士見台公園線、弁天橋への歩道設置について
- 陳第 368号 県道、国道256号にかかる樹木の伐採促進について
- 陳第 370号 豪雨災害に備える早急な河川整備について
- 陳第 371号 一級河川の整備促進について
- 陳第 372号 上村川・平谷川の整備について
- 陳第 373号 急傾斜地崩壊対策及び土石流対策の整備促進について
- 陳第 374号 河畔林整備事業の促進について
- 陳第 384号 東御市の河川及び砂防事業の推進について
- 陳第 385号 上信越自動車道東部湯の丸インターチェンジへのアクセス道路の整備促進について
- 陳第 386号 県道新田松本バイパスの古見区間の早期完成について
- 陳第 387号 生坂村に係る国道・県道の整備促進について
- 陳第 388号 国道403号下井堀地区から下田地区、本町から明治町間の整備促進について
- 陳第 389号 歩道整備事業（一般県道新田松本線）の整備促進について
- 陳第 390号 筑北村に係る国道・県道の整備促進について
- 陳第 391号 道路等整備の推進について
- 陳第 392号 道路除雪事業の充実及び克雪住宅普及促進事業補助金の継続と拡充について
- 陳第 393号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 394号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 395号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 413号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について
- 陳第 423号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について

- 陳第 425号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 426号 河川の整備促進について
- 陳第 427号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 428号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 429号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 430号 冬期交通の確保について
- 陳第 433号 災害に備えた公共事業の推進について
- 陳第 434号 防災・減災対策等の強化について
- 陳第 435号 防災力向上のための財政支援について
- 陳第 453号 県管理道路・河川における不法投棄防止対策の推進について
- 陳第 463号 リニア中央新幹線を活用した地域づくり計画の見直しに対する財政支援について
- 陳第 465号 道路等交通網の整備促進及びインフラ老朽化対策の充実について
- 陳第 466号 河川の整備促進について
- 陳第 467号 砂防施設の整備促進について
- 陳第 468号 住宅等の耐震化の促進について
- 陳第 469号 空き家対策に対する総合的な支援策の充実について
- 陳第 470号 冬期交通の確保について
- 陳第 477号 上信自動車道の建設促進について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

危機管理建設副委員長 竹 村 直 子

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- 請第 5号 千曲大橋（長野市長沼・須坂市豊洲間）県道建設の早期事業化について
- 陳第 16号 景観計画策定に要する経費に対する補助制度の創設について
- 陳第 18号 長野県住宅新築資金等貸付助成事業費補助金に係る補助対象項目の復活について
- 陳第 19号 都市計画基礎調査に係る県からの委託料の増額について
- 陳第 221号 県内有料道路の料金回収所のキャッシュレス化について
- 陳第 257号 被災建築物応急危険度判定士養成講習会受講資格要件の拡充について
- 陳第 258号 既存木造住宅耐震改修工事費の補助対象範囲の拡充について
- 陳第 259号 住宅・建築物の耐震改修工事に対する県の補助制度の拡充について
- 陳第 289号 準中型車両以上及び特殊車両免許取得費用に係る補助制度の創設について

- (1) 危機管理対策について
- (2) 災害対策の調整について
- (3) 道路整備事業について
- (4) 河川・砂防等治水事業について
- (5) 高速自動車国道関連公共土木施設の整備について
- (6) 高速鉄道網の整備について
- (7) 都市計画事業について

(8) 住宅及び建築行政について

(9) 災害対策について

2 継続審査及び調査を必要とする理由
なお慎重に審査及び調査を要するため。

農 政 林 務 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 農政林務委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 2 条 「第 2 表 繰越明許費補正」中の一部

第 10 号 病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を
改正する条例案

第 20 号 県営農村地域防災減災事業木島地区排水機場改修工事請負契約の締結に
ついて

農政林務委員会陳情審査報告書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 340号 森林造成（整備）事業の促進について
- 陳第 348号 木曽地域における農泊施設の整備促進について
- 陳第 369号 森林や樹木管理の必要性の県民啓発について
- 陳第 375号 森林路網整備について
- 陳第 376号 有害鳥獣対策の充実について
- 陳第 377号 獣害（熊）対策について
- 陳第 378号 弓の又林道の維持管理への支援について
- 陳第 415号 農林業の6次産業化による地域経済の活性化について
- 陳第 417号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 418号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 419号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 420号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 431号 地籍調査事業の推進について
- 陳第 455号 農林業の6次産業化による地域経済の活性化について
- 陳第 457号 農業・農村対策の推進について
- 陳第 458号 野生鳥獣被害対策の推進について
- 陳第 459号 野生鳥獣被害対策の拡充について
- 陳第 460号 森林・林業対策の推進について
- 陳第 471号 地籍調査事業の推進について

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

令和6年12月11日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

農政林務委員長 中 川 博 司

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

- (1) 農業及び水産業の振興対策について
- (2) 農業・農村の活性化対策について
- (3) 林業の振興対策について
- (4) 林業・山村の活性化対策について
- (5) 森林整備について
- (6) 農林業の災害対策について

2 継続調査を必要とする理由

なお慎重に調査を要するため。

総務企画警察委員会審査報告書

令和6年12月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の議案は、原案どおり可決すべきものと決定しました。

◎ 総務企画警察委員会

第 1 号 令和 6 年度長野県一般会計補正予算（第 4 号）案中

第 1 条 歳入歳出予算の補正中

歳 入 全 部

歳 出

第 2 款 総 務 費

第 2 項 企画費

第 2 条 繰越明許費の補正中の一部

第 3 条 債務負担行為の補正中の一部

第 4 条 地方債の補正

第 3 号 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

第 4 号 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 号 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

第 11 号 当せん金付証票の発売額について

総務企画警察委員会陳情審査報告書

令和6年12月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

次の陳情は、採択すべきものと決定しました。

- 陳第 341号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 347号 木曽地域における電車・バス利用時のキャッシュレス化
の整備促進について
- 陳第 367号 国道道への横断歩道設置について
- 陳第 397号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 398号 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる
推進について
- 陳第 401号 町村財政基盤の強化について
- 陳第 402号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 406号 情報化施策の推進について
- 陳第 424号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 437号 行政対象暴力に対する適切な措置について
- 陳第 438号 地域からの活力ある国づくりに向けた地方創生の更なる
推進について
- 陳第 441号 町村財政基盤の強化について
- 陳第 442号 地域公共交通対策の推進について
- 陳第 446号 情報化施策の推進について
- 陳第 464号 信州まつもと空港による観光地づくりの推進について
- 陳第 473号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 474号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎
に対する財政支援について
- 陳第 475号 災害に備えた公共事業の財政支援について
- 陳第 476号 避難所として使用される体育館等や災害対応の役場庁舎
に対する財政支援について

閉 会 中 継 続 審 査 及 び 調 査 申 出 書

令和 6 年12月12日

長野県議会議長 山 岸 喜 昭 様

総務企画警察委員長 寺 沢 功 希

当委員会は、下記の事件を閉会中も、なお、継続して審査及び調査する必要があると決定しましたので、手続きしてください。

記

1 事件

請第 7号 日本国憲法の理念を生かし、イスラエル・パレスチナ紛争の即時停戦、人道支援の徹底、早期の平和的解決に全力を尽くすことを求める意見書提出について

陳第 1号 一般家庭で使用する除雪機の購入に対する補助制度について

陳第 200号 住宅除雪支援事業の拡充について

陳第 217号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書提出について

陳第 220号 バス等公共交通における支援策、固定資産税の減免措置及び免税軽油制度の継続について

陳第 276号 ながの電子調達システム利用に対する市町村への財政支援等について

- (1) 県行政の総合的な企画調整について
- (2) 県財政事情について
- (3) 行政組織・機構及び県有財産の管理について
- (4) 市町村行財政について
- (5) 国際交流について
- (6) 警察施設及び装備の整備について
- (7) 防犯及び少年非行防止対策について
- (8) 交通指導取締り対策及び交通安全施設の整備について

2 継続審査及び調査を必要とする理由

なお慎重に審査及び調査を要するため。